

第七十一回 参議院内閣委員会議録第十七号

昭和四十八年七月三日(火曜日)

午前十一時二十二分開会

委員の異動

六月二十九日

辞任

竹内

藤男君

補欠選任

世耕

政隆君

七月一日

辞任

大矢

正君

補欠選任

上田

哲君

出席者は左のとおり。

委員長

高田

浩運君

委員

内藤

督三郎君

中山

太郎君

山本

茂一郎君

片岡

勝治君

源田

浩運君

長屋

星野君

重次君

金五君

鈴木君

鶴園君

中村君

利次君

正義君

岩間君

正男君

松本

十郎君

衆議院議員

國務大臣

大藏大臣

運輸大臣

國務大臣

總務長官

新谷寅三郎君

愛知揆一君

坪川信三君

政府委員

内閣總理大臣官房總務審議官

人事院總裁

人事院事務總局給付局長

総理府恩給局長

大藏政務次官

大藏政務次官

大藏省主計局次長

運輸省鐵道監督局

国有鐵道部長

住田正二君

辻敬一君

内藤督三郎君

山本敬三郎君

相原桂次君

今泉昭雄君

上村一君

山本純男君

岸野駿太君

説明員

内閣總理大臣官房參事官

社会保険制度審議会事務局長

経済企画庁総合計画局計画官

厚生大臣官房企画室長

宮崎隆夫君

佐藤達夫君

尾崎朝夷君

皆川迪夫君

平川幸藏君

加藤泰守君

山本敬三郎君

辻敬一君

内藤督三郎君

山本純男君

相原桂次君

今泉昭雄君

上村一君

岸野駿太君

○昭和四十二年度以後における國家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○恩給法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和四十二年度以後における公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六に、組合員が国の要請により引き続き公庫等職員となつた場合の組合員期間への通算条件についておられます。

つきまして、組合員が公庫等職員となり、さらに他の公庫等職員となつた後再び組合員となつた場合にも、その公庫等職員の在職期間を組合員期間に通算する等の措置を講することいたしております。

このほか、恩給における措置にならない、公務員としての前歴を有しない元外國特殊機関職員の在職期間を年金の受給資格期間に通算することとし、また、公務による廃疾年金及び公務傷病にかかる死者的遺族年金につきまして、これらの年金の最低保障額を引き上げることとする等、所要の措置を講すこといたしております。

以上が、この法律案の提案の理由及びその概要であります。

何とぞ御審議の上、すみやかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(高田浩運君) 引き続いて、本來の衆議院における修正部分について説明を聽取いたしました。衆議院大蔵委員長代理松本十郎君。

○衆議院議員(松本十郎君) ただいま議題となりました昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する衆議院における修正部について、大蔵委員会を代表して提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

この修正は、別途今国会に提出されております厚生年金保険法等の一部を改正する法律案が修正され、厚生年金の基本年額の定額部分を原案の被保険者期間一ヶ月につき九百二十円から千円に引き上げることとしていることに伴いまして、國家公務員共済組合法に基づく年金の最低保障額等につきましては、原案の三十万二千四百円から三十二万九千六百円に、また、廃疾年金の最低保障額につきましては、原案の三十六万九千六百円から三十九万三千六百円に、二級に該当する者については同じく三十万二千四百円から三十二万九千六百

円に、三級に該当する者については同じく二十二万八百円から二十四万円に、さらに遺族年金の最

低保障額につきましては、原案の二十三万五千二百円から二十五万四千四百円にそれぞれ引き上げることとします。

以上のとおり、通算退職年金のいわゆる定額部分につきましても所要の引き上げを行なうこととしたものであります。

○委員長(高田浩運君) 以上で説明は終わりました。

それでは、ただいま説明を聽取しました本案及びすでに趣旨説明を聽取しております恩給法等の一部を改正する法律案の二案を一括して議題とし、質疑に入ります。

○内藤善三郎君 本年度の恩給予算及びこの法律のことでございますが、私は、たいへんことしの予算是画期的だと、こう思っております。それは、從来総理府の恩給審議会から四十数項目にわ

たって答申が出ておりまして、これを完全実施した後の課題として一番大きな問題が幾つかあつたと思うのです。

その一つは、今まで現職の公務員と比べて一年半おくれになつていて、つまり、現職のほうはその年の四月にさかのほつてベースアップが実施される。退職公務員の方は、翌年に予算が計上され、厚生年金の基本年額の定額部分を原案の恩給年額の改定は過去十数年、御承知のとおりに十月に実施してきたこと、他の公的年金においても改善時期はすべて年度半ばにしていることなど均衡をはかるべき必要があることは、内藤委員御了承いただけたと思うのでござります。これらのこと考慮すれば、なかなか問題点いろいろと出てくるわけござります。私も、そうした立場からどうこれに対し対処を進めていくか、公務員の退職者の皆さんと、また、関係の退職者のことを考慮すれば、なかなか問題点いろいろと見てくるわけござります。

そこで、現実には二年半おくれになつたのを、今度の措置で二三・四%引き上げられ、これが一年半のところ、お示しのように、増額の実施時期を

三・四%引き上げることにすることいたしておるので、従来の二年半程度のおくれを完全に一年短縮することに御指摘のとおりなつておるのでござります。したがつて、増額の実施時期といふ問題については、従来提起された問題をさらに一步進めた改善となつてゐるものでござります。ところで、お示しのように、増額の実施時期をさらに繰り上げて四月実施することについては、さういふ意味でもなると思ひますので、長官、たいへん御理解が深いんですから、これをさらに一步進めようなことを御検討をいたければあります。それから第二点は、従来の恩給審議会の答申によりますと、スライドのしかたが、生活水準、それから物価、公務員給与と、この三つが著しく変動した場合には恩給についてすみやかに是正の措置を講じると、こういう仕組みになつております。それから物価、公務員給与と、この三つが著しく変動した場合には恩給についてすみやかに是正の措置を講じると、これは私は大蔵大臣、総務長官にたいへん敬意を表するのですが、思い切つて現職と同じ率で、本俸率でアップされたということを私は高く評価しているんです。

そこで、問題が二つあるんですが、これから的是非とも十分考慮いたしながら進めてまいりたいたしてまいる基本的な考え方だけははつきりと表明申し上げておきたいと思ひますけれども、なかなかその通り方に問題点もござりますので、それらの点も十分考慮いたしながら進めてまいりたいたいと思います。

○内藤善三郎君 二年半おくれを一年半に縮められたのは、私、画期的のことだと思ふ。その点は私もたいへん評価しているのですけれども、現職の公務員の諸君も皆は十月実施だった、それがだんだん上がつて五月になり四月になつた、これも十年くらいかかるかと思ったんです、正直言つて、ですから、私もそう簡単とは思いませんけれども、現職と退職者の開きがあまりにも違うことを

れは長官はよく御存じだと思ふんですが、やや数字にわたるから恩給局長から御答弁いただきたいと思います。

○国務大臣(坪川信三君) 基本的な問題だけお答え申し上げたいと想うのでございますが。

やはり何と申しましても、自分の生涯を国家にささげられて、そして退職された方々、これらの方々の老後の生活を考えると、やはり国家がこれを十分保障もし配慮していくといふことが、私はやっぱり愛情のある政治である。ことに年を召された方々に対する問題の点においておほめいいただきましたが、私は、そうした立場で恩給問題に取り組んで、長年の懸案であった問題を、二三・四%の物価あるいは給与等にスライドした体制を整わせていただいたんだござりますが、いま内藤委員御指摘のように、これはこれとして片づいたわけでございますけれども、お話をような、まだ格差のあることが大きな問題であり、受給者にとっては耐えがたい格差の状況をやはり不満思つておられる。いろいろのひずみから見ますと、大体一三%前後あるというようなことをもうございますので、これについては恩給局長ともおおり相談をいたして、何とかひとつことしの秋にはこれに取り組んでいきたいと、いくべきであるということを表明申し上げておきたいと、こう思つております。

○政府委員(平川幸藏君) ただいま先生から御指摘がありましたが、格差の数字的な現状を申し上げます。これは、たまいま先生が言われましたように、その年度によって物価の上昇率、あるいは国家公務員の給与の率によって違いますけれども、大体八割から九割しかとつていません。國家公務員の八割しかとつていらないということでございま

す。それが積み重なるとどの程度の数字になるかと、それを申し上げますと、理論的には実は昭和三十四年度までにおきましては、国家公務員の

給与と恩給の給与水準は一致しておつたということがございます。それを一〇〇とおきますと、国家公務員の給与は昭和四十七年度までにおきましては三二五になります。それから恩給は同じ年度を一〇〇とおきまして、やはり四十七年度を計算いたしますと、二八四ということになります。要するに恩給は二・八四倍、国家公務員の給与は三・二四倍になつておるわけでございます。したがいまして、その対比を申し上げますと大体入

七名、したがいまして格差、国家公務員の給与と

恩給との格差は約一三%であるということをただいま大臣が申されましたか、その数字をいま申し上げたわけでございます。

○内藤善三郎君 私、いま一三%という数字を伺

いましたけれども、どうも私はいろいろな資料を

調べているのですけれども、これには納得できな

いものがござりますので、これは数字の問題です

から、後刻恩給局から詳細な数字を出していただ

いて、格差について御検討いただきたいと思うの

です。いま長官から、ぜひこの問題に真剣に取り

組みたいというお答え、たいへん私も満足しておりますから、これをひとつ重点的にやつていただきたい。

それから、ことしの予算で七十歳以上、すなわ

ち高齢者優遇といふ措置で四号アップされたとい

うこと、これも私は今度の予算の特色だと思うの

で、いままでにこういうことはなかつたことで、

たいへん私は高齢者には福音であったと思うので

す。私も喜んでおるのでですが、私は実際申しまし

て、四号ということじゃ足らないのじやないかと

いう気がするんで、今までのベースアップを見

ておりまして、まあ恩給局長は一般的に一三%と

おつしやつたけれども、前にやめた人というの

は非常に不利なんですよ、これは特に二十三年十

月以前にやめた人なんというのはとても不利なん

で、ほんとうに恩給じゃ生活できないんですか

ら、やっぱり高齢者優遇についてもう一べん再検討いただきたいと思いますが、来年度はどういうお考えでしようか。

○政府委員(平川幸藏君) 本年度七十歳以上の恩給受給者並びに妻子につきましては、最短年限は三二五になります。それから恩給は同じ年度を一〇〇とおきまして、やはり四十七年度を計算いたしますと、二八四ということになります。要するに恩給は二・八四倍、国家公務員の給与と恩給との格差は約一三%であるということをただいま大臣が申されましたか、その数字をいま申し上げたわけでございます。

○内藤善三郎君 私は、まあ先ほどの格差は正の

原因は二つございまして、一つは、職務の

内容とか評価が全面的に変わったというような場

合、例をあげますと、ある局のある課の筆頭課長

補佐が二十年前は三等級であったが、いまはすべ

て二等級になつておるというような場合におきま

しては、これは職務の評価の内容が変わつておる

わけでありますから、そのことを直ちに恩給に反

映させるということは適当でない。したがつて、

まあこれは是正することは適當でないが、もう一

つの原因としてわかりましたのは、たとえば特別

昇給をとりましても、昔は特別昇給をやりまして

半年しか利益がなかつた。ところが、いまは一

年縮減されるというようになつております。それ

から十数年前におきましては特別昇給のワク自体

が一〇%ぐらいであった。ところが、いまは一

五%のワクになつておる。それから昇給の時期が

短縮されておるというような時期もございます。

それから昔は、ある等級の一番上にいきますと頭打ちというものがございましたが、いまはもう頭

打ちというのはほとんどないほど号俸の数が多くなつておる。いわゆる本来のベースアップではな

いが、ほとんどすべての人が二十年間勤務したならばおそらく平等にその利益を受けたであろうと

思われるような、そういう改善措置が行なわれておる。すなわちベースアップに準ずべき改善措置

が行なわれるということを、われわれいたしま

しては統計的に割り出しまして、それを統計的に

積算いたしますと、四号俸という数字が出てま

す。この四号の是正の根拠は、どういうことが申

ますと、同じ恩給受給者であります。退職し

た年次が違うと、しかし、退職した年次が遅いま

して、恩給ベースに乗つておる以上は、在職

年、あるいはそりうつたものが同じであれば同額

が高い、したがつて、恩給額が高いといふのはな

ぜであるうかということで、恩給局としては数年

来研究してまいつたわけでございます。それはい

ろいろ調べてみますと、いま申し上げましたよう

に、一応ベースアップには、同じベースアップ以

乗つておりますから、これは結局ベースアップ以

外の原因であろうということがわかつたわけであ

ります。

その原因は二つございまして、一つは、職務の

内容とか評価が全面的に変わつたというような場

合、例をあげますと、ある局のある課の筆頭課長

補佐が二十年前は三等級であったが、いまはすべ

て二等級になつておるというような場合におきま

しては、これは職務の評価の内容が変わつておる

わけでありますから、そのことを直ちに恩給に反

映させるということは適當でない。したがつて、

まあこれは是正することは適當でないが、もう一

つの原因としてわかりましたのは、たとえば特別

昇給をとりましても、昔は特別昇給をやりまして

半年しか利益がなかつた。ところが、いまは一

年縮減されるというようになつております。それ

から十数年前におきましては特別昇給のワク自体

が一〇%ぐらいであった。ところが、いまは一

五%のワクになつておる。それから昇給の時期が

短縮されておるというような時期もございます。

それから昔は、ある等級の一番上にいきますと頭

打ちというのはほとんどないほど号俸の数が多くなつておる。いわゆる本来のベースアップではな

いが、ほとんどすべての人が二十年間勤務したなら

ばなるほど、一般的に傾向といつてしましては号俸

が高いいつたがつて、恩給額が高いといふのはな

ぜであるうかということで、恩給局としては数年

来研究してまいつたわけでございます。それはい

ろいろ調べてみますと、いま申し上げましたよう

に、一応ベースアップには、同じベースアップ以

乗つておりますから、これは結局ベースアップ以

外の原因であろうということがわかつたわけであ

ります。

その原因は二つございまして、一つは、職務の

内容とか評価が全面的に変わつたといふ場合

合、例をあげますと、ある局のある課の筆頭課長

補佐が二十年前は三等級であったが、いまはすべ

て二等級になつておるといふ場合におきま

しては、これは職務の評価の内容が変わつておる

わけでありますから、そのことを直ちに恩給に反

映させるということは適當でない。したがつて、

まあこれは是正することは適當でないが、もう一

つの原因としてわかりましたのは、たとえば特別

昇給をとりましても、昔は特別昇給をやりまして

半年しか利益がなかつた。ところが、いまは一

年縮減されるといふことになつております。それ

から十数年前におきましては特別昇給のワク自体

が一〇%ぐらいであった。ところが、いまは一

五%のワクになつておる。それから昇給の時期が

短縮されておるといふことになります。

それから昔は、ある等級の一番上にいきますと頭

打ちといふのはほとんどないほど号俸の数が多くなつておる。いわゆる本来のベースアップではな

いが、ほとんどすべての人が二十年間勤務したなら

ばなるほど、一般的に傾向といつてしましては号俸

が高いいつたがつて、恩給額が高いといふのはな

ぜであるうかということで、恩給局としては数年

来研究してまいつたわけでございます。それはい

ろいろ調べてみますと、いま申し上げましたよう

に、一応ベースアップには、同じベースアップ以

乗つておりますから、これは結局ベースアップ以

外の原因であろうといふことがわかつたわけであ

ります。

その原因は二つございまして、一つは、職務の

内容とか評価が全面的に変わつたといふ場合

合、例をあげますと、ある局のある課の筆頭課長

補佐が二十年前は三等級であったが、いまはすべ

て二等級になつておるといふ場合におきま

しては、これは職務の評価の内容が変わつておる

わけでありますから、そのことを直ちに恩給に反

映させるといふことは適當でない。したがつて、

まあこれは是正することは適當でないが、もう一

つの原因としてわかりましたのは、たとえば特別

昇給をとりましても、昔は特別昇給をやりまして

半年しか利益がなかつた。ところが、いまは一

年縮減されるといふことになつております。それ

から十数年前におきましては特別昇給のワク自体

が一〇%ぐらいであった。ところが、いまは一

五%のワクになつておる。それから昇給の時期が

短縮されておるといふことになります。

それから昔は、ある等級の一番上にいきますと頭

打ちといふのはほとんどないほど号俸の数が多くなつておる。いわゆる本来のベースアップではな

いが、ほとんどすべての人が二十年間勤務したなら

ばなるほど、一般的に傾向といつてしましては号俸

が高いいつたがつて、恩給額が高いといふのはな

ぜであるうかということで、恩給局としては数年

来研究してまいつたわけでございます。それはい

ろいろ調べてみますと、いま申し上げましたよう

に、一応ベースアップには、同じベースアップ以

乗つておりますから、これは結局ベースアップ以

外の原因であろうといふことがわかつたわけであ

ります。

その原因は二つございまして、一つは、職務の

内容とか評価が全面的に変わつたといふ場合

合、例をあげますと、ある局のある課の筆頭課長

補佐が二十年前は三等級であったが、いまはすべ

て二等級になつておるといふ場合におきま

しては、これは職務の評価の内容が変わつておる

わけでありますから、そのことを直ちに恩給に反

映させるといふことは適當でない。したがつて、

まあこれは是正することは適當でないが、もう一

つの原因としてわかりましたのは、たとえば特別

昇給をとりましても、昔は特別昇給をやりまして

半年しか利益がなかつた。ところが、いまは一

年縮減されるといふことになつております。それ

から十数年前におきましては特別昇給のワク自体

が一〇%ぐらいであった。ところが、いまは一

五%のワクになつておる。それから昇給の時期が

短縮されておるといふことになります。

それから昔は、ある等級の一番上にいきますと頭

打ちといふのはほとんどないほど号俸の数が多くなつておる。いわゆる本来のベースアップではな

いが、ほとんどすべての人が二十年間勤務したなら

ばなるほど、一般的に傾向といつてしましては号俸

が高いいつたがつて、恩給額が高いといふのはな

ぜであるうかということで、恩給局としては数年

来研究してまいつたわけでございます。それはい

ろいろ調べてみますと、いま申し上げましたよう

に、一応ベースアップには、同じベースアップ以

乗つておりますから、これは結局ベースアップ以

外の原因であろうといふことがわかつたわけであ

ります。

その原因は二つございまして、一つは、職務の

内容とか評価が全面的に変わつたといふ場合

合、例をあげますと、ある局のある課の筆頭課長

補佐が二十年前は三等級であったが、いまはすべ

て二等級になつておるといふ場合におきま

しては、これは職務の評価の内容が変わつておる

わけでありますから、そのことを直ちに恩給に反

映させるといふことは適當でない。したがつて、

まあこれは是正することは適當でないが、もう一

つの原因としてわかりましたのは、たとえば特別

昇給をとりましても、昔は特別昇給をやりまして

半年しか利益がなかつた。ところが、いまは一

年縮減されるといふことになつております。それ

から十数年前におきましては特別昇給のワク自体

が一〇%ぐらいであった。ところが、いまは一

五%のワクになつておる。それから昇給の時期が

短縮されておるといふことになります。

それから昔は、ある等級の一番上にいきますと頭

打ちといふのはほとんどないほど号俸の数が多くなつておる。いわゆる本来のベースアップではな

いが、ほとんどすべての人が二十年間勤務したなら

ばなるほど、一般的に傾向といつてしましては号俸

が高いいつたがつて、恩給額が高いといふのはな

ぜであるうかということで、恩給局としては数年

来研究してまいつたわけでございます。それはい

ろいろ調べてみますと、いま申し上げましたよう

に、一応ベースアップには、同じベースアップ以

乗つておりますから、これは結局ベースアップ以

外の原因であろうといふことがわかつたわけであ

ります。

た、いわゆる老齢者の受給者の問題点、共済等の立場からいろいろ内藤委員御指摘になつておりますが、それでおのの立場は異にいたしておられますけれども、やはり私いたしましては、年を召された方々の、もう七十歳をこえた高齢者の方々には、何といつてもでき得る限りのあたたかい配慮をすべきであると、この信念は、当然の措置として、私は一つの信念的な気持ちを持っておるような次第であります。そうした立場から、恩給局長もいまいろいろと事務的な立場から解明は、お答えはいたしておりますけれども、こうした点はやはりもつともっと改善を加えなきならぬことだけは事実でございますから、十分財政当局とも御相談をいたしながら、また、事務的な問題の解明もいたしながらひとつ取り組んで、御期待に沿うよう最善の配意はいたしたいと、こう考へております。

○内藤善三郎君 ことしの予算、私は総務長官ほんとうによくがんばつていただき、退職された人々はほんとに満足しているように思います。ただ一つ、私これは要求にもなかつたんですけれども、共済年金の最低保障を見ておりまして、いま提案理由にも修正がありました。三十二万数千円というものが出ておる。ところが、恩給受給者の最低保障はいま恩給局長お幾らですか。

○政府委員(平川幸藏君) 六十五歳以上につきましては十三万四千四百円でございます。それから六十五歳未満が十一万四百円でございます。

○内藤善三郎君 あまりに格差が激しいんじやないかと、一方は三十二万何千円、それで恩給受給者のほうは十三万とか十二万といふ三分の一ですよ、これ。どうしてこんなに最低保障に差があるのか。私は恩給受給者を見ておりまして、一公務にさしきたりばな先生方が生活扶助も受けられない、受けたいけれどもプライドが許さんいい。にもかかわらず、最低保障が少な過ぎる。共済年金のほうは年金だとか言つたって、まあ大体似たようなものですから、年金のほうが三十数万円で恩給のほうが十二、三万というのはこれは何と

○政府委員(平川幸藏君) 私から一般的に事務的な御説明を申し上げますが、実は、いま先生が言われましたように、他の年金におきましては最低保障が非常に上がっております。実は、他の年金と恩給も基本的に非常に違う点は、軍人恩給の約九六%までが短期在職者であるといふことなんですね。ほかの年金は全部二十年以上の勤務者、実際におきましたように、こういう人たちの最低保障でござります。恩給も実は長期在職者について最低保障を設けたわけですが、ことし実は先生が言わされましたように、他の年金等も考慮いたしましていろいろ検討いたしましたが、実は、たとえばこれはどの程度最低保障をとるかといたことは、いま仮定として申し上げますけれども、一応厚生年金のよろんな、定額部分のような形をとりますと約二十六万八千八百円ぐらいになるわけなんですが、そりやう長期在職者につきましては、たとえば軍人でいいますと、長期在職者で十二年の方が二十六万円の最低保障を支給されるが、十一年の同じ階級の者は最大限の支給額が約十五万円の年金額の差が生じてくると、これはやはり恩給制度としましては、非常に制度内においてアンバランスが生じて困るわけであります。ただその際に、やはり短期在職者の最低保障も恩給制度としては取り上げないとバランスがとれないと。そういう方向で検討はいたしたいと思いますが、ただその際に、やはり短期在職者の最低保障も恩給制度としては取り上げないとバランスがとれないと。そういう方向で検討はいたしたいと思いますが、ただその際に、やはり短期在職者の最低保障も恩給制度としては取り上げないとバランスがとれないと。さいますが、そういう点で、実は方向といたしましては、先生の言われた方向にわれわれとして検討している最中でございます。

にそしした問題点の御報告を申し上げさせていた
だいたような次第でござります。しかし、やはり
最低の保障ということは、非常に高齢者の方々
に、またこれらに類する方々にとつては大きな問
題でございますので、さつき申しましたような方
向でひとつ最善の配意を前向きで検討もし、そし
てその実行に向かつて配慮をいたしたいと、こう
いう決意であることを申し上げておきたいと思
います。

○内藤善三郎君　いま恩給局長がおっしゃつたよ
うに、私、長期在職者については問題ないと思う
んですね。ですから、短期在職者はおっしゃる
とおり多少私も問題があると思うんですねが、いず
れにしても、長期在職者の問題は根本的に御検討
いただく、その基準は共済年金の最低保障を基準
にすると、こういう方向だけは長官ひとつ御確認
いただきたいと思うんです。

○國務大臣（坪川信三君）　よくその方向でひとつ
取り組みたいと、こう考えております。

○内藤善三郎君　時間がございませんから、最後
にこれは要望ですけれども、正直言つて、恩給法
二条ノ二のスライドは私は賛成じやないんですね
ね。今度の總理府でお骨折りいたいた結果は、
現職と給与は同率と、こういう本律が同率で上が
るという趣旨をおくみになつたわけですから、い
まの恩給法はたしか昭和四十年に改正したわけ
で、もう七、八年も前のことですから、今後ひと
つ御検討をいただきたいことは、現職の公務員に
スライドするというこの大原則を恩給法の改正に
あたつてひとつ御検討をいただきたいと、こうお
願いを申し上げる次第であります。

○國務大臣（坪川信三君）　この問題については衆
議院におきましてもいろいろと論議がかわされて
おり、また、議決の際に各党一致した決議事項に
も含まれておるというようなことでもござります
ので、そのときも私はお答え申し上げておるよう
なわけでございますが、制度上こうした点の、一一
条ノ二によらずして制度上に改善すべきであると
いうことについて、現実の上においては今度とつ

た方針を私は今後確保していくと、当然でござりますが、それは一步も一歩さすにこの体系で進んでまいりたいと思いますので、現実の上ではどうの安心感を持つ意味においては必要であるという不安感もないわけでございますがやはり年を召された方々が、制度化されたといふところの一つの安心感を持つ意味においては必要ですが、やはり年を召された方々が、制度化されたといふところの安心感を持つ意味においては必要であるというようなことも考えますので、院の議決に対してもは、われわれ事務当局は十分それに向かって配慮申しあげたいと、こう思つております。
○内藤善三郎君　長官どうもありがとうございます。
した。私も予算で現職と同率でやるといふこの方式がきまつたわけですから、これを今後更にされることはないと、思つておるのでございまして、内藤善三郎君の御質問を終らせていただきます。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。新

谷運輸大臣。

○國務大臣(新谷寅三郎君) ただいま議題となりまし

た昭和四十二年度以後における公共企業体職

員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年

金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法

律案の提案理由につきまして、御説明申し上げま

す。

この法律案は、旧國家公務員共済組合法及び公

共企業体職員等共済組合法に基づき公共企業体の

共済組合が支給しております退職年金等につきま

して、このたび別途本国会に提案されております

恩給法等の一部を改正する法律案による恩給の額

の改定措置に準じた改定を行なうとともに、遺族

年金の受給資格要件の緩和等の措置を講ずるた

め、所要の改正を行なうほか、公共企業体職員の

通勤による災害に対し各公共企業体が補償すること

として、日本専売公社法、日本国有鉄道法及び

日本電信電話公社法につき所要の改正を行なおう

とするものであります。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申

し上げます。

第一点は、年金額の改定内容であります。が、公

共企業体の共済組合が支給しております退職年金

等のうち、昭和四十七年三月三十一日以前に給付

事由が生じたものにつきまして、恩給における措

置に準じて、年金額の算定の基礎となつている俸

給を、昭和四十六年三月三十一日以前に給付事由

が生じた退職年金等にあつては二三・四%、同年

四月一日以後に給付事由が生じた退職年金等に

あつては一〇・五%増額することにより、昭和四

十八年十月分以後、年金額を引き上げることとい

たしております。

また、老齢者及び妻子等を優遇するため、長期

勤続をした七十歳以上の者が受けける退職年金等ま

たは長期勤続した者にかかる遺族年金のうち七十

歳以上の者及び妻、子または孫が受けるものにつ

きまして、恩給における措置に準じて、年金額の

算定の基礎となつている俸給を、さきに申し述べ

たところにより増額することとも、さらに四号俸

を限度として増額することにより、昭和四十八年

十月分以後、年金額を引き上げることといたして

おります。

第二点は、公共企業体職員等共済組合法の一部

を改正する内容でありますが、恩給制度の改正措

置に準じて、満洲拓殖公社、上海共同租界工部局

等の外国特殊機関職員の在職期間を年金の受給資

格期間に通算する条件を緩和する等所要の改正を

行なうほか、遺族年金の受給資格要件を従来組合

員期間十年以上とそれでおりますものを一年以上

に短縮すること、及び厚生年金保険法の改正に伴

い通算退職年金の定額部分四百六十四円を九百二十

円に引き上げること等の改正を行なうこととした

しております。

また、公共企業体の要請に応じて公団へ転出し

た職員のその公団における在職期間の組合員期間

への通算については、従来は、日本鉄道建設公団

等の特定の公団にその公団成立の際、日本国有鉄

道に在職していた者が転出する場合に限り認めら

れておりましたが、今回、通算の対象となる公団

の範囲を拡大する等の緩和措置を講じ、公共企業

体と公団との人事交流の促進をはかることといた

しております。

さらに、今回の国家公務員共済組合制度の改正

に準じ、国家公務員に転出した職員が引き続き公

庫等に転出し、その後六月以内に死亡した場合に

その期間を組合員期間に算入することといたして

おります。

第三点は、今回労働者災害補償保険制度等にお

いて通勤災害を業務災害に準じて補償することと

なることからみて、公共企業体においても同

様の措置を講ずる必要が生じましたので、三公社

法の改正を行ない、公共企業体の職員の通勤によ

る災害について、公共企業体の負担により補償を

行なうことといたしております。

○委員長(高田浩運君) 引き続いて、本案の衆議

院における修正部分について説明を聴取いたします。

○衆議院大蔵委員長代理(松本十郎君)

○衆議院議員(松本十郎君) ただいま議題となりました昭和四十二年度以後における公共企業体職

員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年

金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法

律案に対する衆議院における修正部分について、

大蔵委員会を代表して提案の趣旨及びその内容を

御説明申し上げます。

この修正は、厚生年金保険における修正内容に

ならいまして、通算退職年金の定額部分を、原案

の九百二十円から千円に引き上げることといたし

たのであります。

以上がこの法律案に対する衆議院における修正

部分の内容であります。

○委員長(高田浩運君) 午前の審査はこの程度に

とどめ、午後一時十五分再開することとし、休憩

いたします。

午後零時十六分休憩

る事、さらにまあ年金制度を拡充していくんだといふ

うような、たいへん大きな看板なんですねけれども、実際その閣議決定になりました経済社会基本

計画を見ますといふと、どうもその水準の低さ

に、目標の低さにがっかりするわけですねけれども、この社会保障制度の、社会保障の五年後の目

標水準といふ点について簡単に御説明をお願いし

たいと思います。

○説明員(山本純男君) 計画局の山本でございま

すが、ただいまの点についてお答え申し上げます。

先般決定になりました経済社会基本計画の中

で、社会保障については大きく言いまして二つの

といいますか、二つの方面から計画の中に盛り込

んでいるわけでございます。一つは、この計画期

間であります五年間の間に、社会保障の関係で実

施していくべき政策の方向といふものは、どうい

うものであるかという点でございま

す。もう一つは、そういう政策を実施いたします

場合に、日本の経済全体として資源配分の面はど

ういうふうになつていくか、そしてそれが経済

のそのほかにおけるいろいろな数字の動きといふ

ものと矛盾なく推移するのであるかということを

検討した上ででの数値的な面といふものと、二つの

方向から書いているわけでございます。

そのうちの政策の方向といふものにつきましても、幾つかの項目を分けて書いてございま

しては、たとえば年金でございますと、それぞれの

年金というものを金額の上でそれを高めていくと

いうような充実の方向と、それから生活水準なり

何なりそういう方面的の数字が計画期間にだんだん

に上がっていくような計画になつておりますか

ういうふうな充実の方向と、それから生活水準なり

何なりそういう方向の数字が計画期間にだんだん

に上がっていくような計画になつておりますか

ういうふうな充実の方向と、それから生活水準なり

何なりそういう方向の数字が計画期間にだんだん

に上がっていくような計画になつておりますか

ういうふうな充実の方向と、それから生活水準なり

何なりそういう方向の数字が計画期間にだんだん

に上がっていくような計画になつておりますか

ういうふうな充実の方向と、それから生活水準なり

何なりそういう方向の数字が計画期間にだんだん

に上がっていくような計画になつておりますか

ういうふうな充実の方向と、それから生活水準なり

いうものを充実すること、それに関連しまして、マンパワーを充足していくこと、そういうふうなことが社会保障の施策として掲げられております。

一方、そういう施策を実現する場合の資源配分がどういうふうになるかということにつきましては、直轄社会保障に幾らの金が充てられるかということは、経済計画の構成上できなかつたわけですが、それいかわるものといったしまして、國民所得の概念の中に振替所得という考え方では社会保険関係の国全体の金の動きをほぼ示すものでございますから、そういう振替所得の規模がございまして、若干出入りはございますが、これは社会保険関係の国全体の金の動きをほぼ示すものでございますから、そういう振替所得の規模が、昭和四十七年度の四兆五千億円から昭和五十二年度には十二兆一千億円になるというふうに見込んでおりまして、これを國民所得に対する比率で見ますと、四十七年度の大体から八・八%という規模になるというふうなことが計画に盛り込まれていてございます。

○鶴園哲夫君 いまお話しの四十七年度の振替所得見込み、大体八・八%に五年間に上げようという計画だと、しかし、これは経済白書等に出ております先進諸国、資本主義諸国との対比で見ますといふと、現在もたいへん低いわけですが、三分の一程度と言つて差しつかえないと思うんですけども、まあ五年たつて二・八%程度引き上げようとしていることですが、それにいたしましてもあまりに低過ぎると、あるいは改善の歩みがあまりにも遅過ぎやしないかという印象をだれしも持つておると思ふんですね。これが発表されましたときに、新聞等の社説はいずれもこの問題を取り上げて、そういうふうなことばで言つていますが、そういうものはできていません。單にいま目標を掲げただけということですね。

○説明員(山本純男君) 今回の経済計画の中では、社会保障の個別の問題につきまして、そのそ

れぞれの分野をこの五年間にどういう手順でどこまで改善していくかということは詳しくは述べておりませんで、若干幾つかの項目についてはそのことを政策のところで述べているだけございます。

○鶴園哲夫君 厚生大臣の私的諮問機関として社会保障長期計画懇談会といふのが五月に発足をしておるわけで、この懇談会が、いま説明になりました経済社会基本計画に基づいて、社会保障の目標なり、水準なり、あるいは具体的な内容について審議されるのではないかと思われるのですが、けれども、この懇談会の審議の状況あるいは審議の方針といったものについて説明をしていただきたいと思います。

○説明員(岸野駿太君) お答えいたします。

ただいま経企庁のほうから御説明ございました基本計画にのつとりまして、基本計画の表現に得見込み、大体八・八%に五年間に上げようという計画だと、しかし、これは経済白書等に出ております先進諸国、資本主義諸国との対比で見ますといふと、現在もたいへん低いわけですが、三分の一程度と言つて差しつかえないと思うんですけども、まあ五年たつて二・八%程度引き上げようとしていることですが、それにいたしましてもあまりに低過ぎると、あるいは改善の歩みがあまりにも遅過ぎやしないかという印象をだれしも持つておると思ふんですね。これが発表されましたときに、新聞等の社説はいずれもこの問題を取り上げて、そういうふうなことばで言つていますが、そういうものはできていません。單にいま目標を掲げただけということですね。

○説明員(山本純男君) 今回の経済計画の中では、社会保障の個別の問題につきまして、そのそ

れぞれの分野をこの五年間にどういう手順でどこまで改善していくかということは詳しくは述べておりませんで、若干幾つかの項目についてはそのことを政策のところで述べているだけございます。

○鶴園哲夫君 いまここで問題になつております年金についてはどうなんですか。

○説明員(岸野駿太君) 年金はただいま国会でもつとりまして、社会保険の長期的な計画を立てるということが、あの計画期間のなるべく早い期間中に行ななさいことが閣議決定になりまして、これに呼応いたしまして、厚生省といたしましても、社会保険のかなりの部分を厚生省が受け持つておるわけでございますので、厚生省でもかねてから長期的な展望は行なわなくてはならない、今度の年金並びに健康保険等の改正が行なわれますといふと、かなり長期的な展望が可能になります。こういう判断に立ちまして、五月、第一回の懇談会を開きました。現在までに四回の懇談会を行ないました。最初の懇談会の席上で、厚生大臣は、この懇談会のできました趣旨を委員各位に御理解をいたしました。可能な限り早目にこれから厚生行政の中の社会保障の部分についての長期的な方向について青写真をいただきたい、四十九年度の予算からこの長期的な計画の第一歩に入りたい、五十二年度におきます姿は、一応長期経済基本計画にのつとりました振替所得の八・八%

という姿を頭に描きながら、要するに厚生行政の概算要求を行ないますので、とりあえず長期的な視野に立つて四十九年度何を行なうべきか、緊急に取り上げべき事項につきましても、可能な限りこの部分につきましては、八月予算編成に間に合うように御審議いただきたいということで、現在までに日本の社会保障の現状と、う全般的なお話をし合い、それから次に医療供給体制についての現状と問題点、これが今まで行なつておるものでございます。次に、七月の十日には、今度は児童福祉関係の現状と問題点といふことで、着々と御審議をいただいておるところでございます。

○鶴園哲夫君 いまここで問題になつております年金についてはどうなんですか。

○説明員(岸野駿太君) 年金はただいま国会でもつとりまして、社会保険の長期的な計画を立てたところです。そこで、若干私どものほう準備等もおそくなつておりますので、若干私どものほう準備等もおそくなつ當您は厚生年金、国民年金、船員保険等の民間グループ、それから國家公務員、地方公務員あるいは三公社のような公務員グループ、それから私学共

四つのグループに分けたわけでございます。これは厚生年金、国民年金、船員保険等の民間グループ、それから國家公務員、地方公務員あるいは三公社のような公務員グループ、それから私学共

六

した中間取りまとめが行なわれたわけでございます。ですが、これによりまして今後公的年金制度をその目的、沿革及び給付体系の類似性に照らしまして、わが国の公的年金制度の問題について、その方向について審議するためにならうものが四十一年度にできたのですけれども、昨年中間報告があつたのですが、その後の審議の状況を簡単に承りたいと思います。

○説明員(今泉昭雄君) 四十六年の一月二十日の第六回総会におきまして、ただいまおっしゃいま

まして、公務員グループの各共済法におきましても、消費者物価に及びます年金の自動スライド制度を規定することの適否についていろいろ検討が行なわれましたが、その結論は得られなかつたわけでございます。そこで、当面、ことしは從来どおり恩給年額の改定にならいまして、昭和四十六年度及び四十七年度の公務員給与の改善率によりまして共済年金額の改定を行ないたいといふことで、所要の法律改正案が今国会に提出されておるわけでございます。年金額のスライド問題は、公務員グループの各制度の相違点の調整などを含めまして、今後の共済年金のあり方ににつきまして基本的な問題としてなお検討を続けたいということになつております。

私学、農林グループでございますが、私立学校教職員及び農林漁業団体職員の給与体系が公務員に連ずることになつておりますので、公務員グループに準じまして検討が進められているところでございます。この場合、私学、農林グループの給与体系は公務員ほどに明確に体系づけられていないといふことでございますので、スライド制をとつた場合、公務員の給与上昇率をかりにとつた場合、これが私学、農林団体の実情に適合するかどうか、またはこの財源をどうするか等のいろいろな問題がございまして、この辺の検討は、公務員グループの検討結果を待たないと、なかなか進みがたいというようなことになつてゐるわけでございます。

労災グループは、これはまた年金ともちよつと種類が違いますが、労災補償制度におけるスライドは、制度の性格から見まして、賃金水準の変動を基準にした自動スライド制をとるべきであり、その意味で、現在二〇%の変動の幅をもつてこれを自動的にスライドするという労災や公務災害補償の現行制度はおむね妥当であるとしています

が、ただ、二〇%の幅が妥当かどうかといふ問題がございますので、こゝへ問題を含めまして、本年一月労災保険審議会に設置されまつた労災保

險基本問題懇談会においても検討を行なうところ

でございまして、これらの状況をも参考にしながら災害補償グループとしての検討を進めるにいたしております。

そういう意味で、この会議といたしましては、各グループの検討状況を勘案しながら、その検討結果を待つて、本会議としていろいろさらにも検討を進めてまいりようなどに相なつておるわけでございます。

○鶴園哲夫君 今度、恩給、厚生年金、国民年金、それと共済年金、それに農林年金もそうです

が、それ以外の年金もあるのですが、こういう年金のスライドの問題について、いま民間グループでは、百分の五以上といふ物価にスライドした形

で、公務員グループではこのスライドについての結論が得られなかつたというお話ですが、もともと公的年金制度の調整連絡会議というものは、日本

の年金制度全体の中で共通するものがあればどうかと、どういふふうに論議していくかと、進めていくかといふ点も一つの大きな課題になつておつたと記憶しておるんですけども、そういう場合に、スライドというのはこれは毎年金に共通した

ものだといふうに観念してもらひたいんじゃないかなと思ふんですね。その場合に、いまお話しのように、民間グループでは物価の問題にスライドする

よろな形になつたと、しかし公務員のグループでは結論は出なかつたと、さらにもう一つ私学共

十回、これは総会は各省関係局長クラスで構成されておりますものでございます。それから関係担当者たるものをどう考えるか、改定にあたつての指標をどう求めるかとか、財源をどうするか、いろいろなこまかい詰めがそのグループとして行なわれたわけでございますが、先ほど申しました

当課長クラスでもつて構成しております幹事会十一回、それからさらに、その中で幹事の委員を抽出いたしました集中的な討議を行ないます小委員会十四回といふうな集中的ないろいろな討議をいたしたのでござりますが、いろいろな各制度

それぞれ異なる目的なり沿革を有しているため、すべての制度に共通する年金額改定の基準なり方を求めるることはきわめて困難であるといふことが明らかになりましたので、それで、しからばそれは先ほど申しましたように、各公的年金制度をその目的、沿革等の類似性に対しても、公務員グループ分けをいたしまして、そのグループごとにまず結論を出してもらおうといふよなことでございまして、それが出た段階で、さらに会議といたしましても、どういふ位置づけをするか、どういふような結論づけをするかといふよなことで、現在グループごとに検討をお願いしているといふよなことなのでございます。

○鶴園哲夫君 これからそれぞれ法案が出まして、農林年金についても、それから公務員グループの共済年金にしましても、あるいは恩給についても、まあ厚生年金あるいは国民年金、それぞれスライドについての一つの政策が出されているわけですね。法律として出されているわけです。こ

ういう問題をどう踏まえてこれから進めていくのかといふ点に限つてお尋ねしたいと思うんですが、これからどうふうにお進めになるのか。

○鶴園哲夫君 これからどうふうにお進めになるのかといふ点に限つてお尋ねしたいんですけども、まあ厚生年金あるいは国民年金、それぞれスライドについての一つの政策が出されているわけですね。法律として出されているわけです。こ

ういう問題をどう踏まえてこれから進めていくのかといふ点に限つてお尋ねしたいと思うんですが、これからどうふうにお進めになるのか。

○説明員(今泉昭雄君) 私どものほうは、会議といたしましては、一応スライドにつきましては、

民间グループにつきまして、いま申しましたように一応の結論が出了わけでございますので、私どもの期待といたしましては、スライドの問題につきまして、やはり公務員グループ、私学、農林グ

ループ等につきまして早急に結論を出していただ

きたい、その段階で、この会議といたしましてその共通の基準なり、そういうものをさらに分析検討してまとめてみたい、このように思つておるわけでございます。

○鶴園哲夫君 いまお話を承つてますと、この連絡会議のほうはそれなりに何か活動をし、そ

う、その機能というのはないのかどうか。どうぞ

お聞かせをいたいと思つてますけれども、先ほど申し上げようの觀点からいって、どちらもよつと理解し

にくい点があるんですけども、これはあとほど大目にもお尋ねをしたいと思うんですけども、それがあとほど

大臣にもお尋ねをしたいと思うんですけども、それがあとほど共通の問題なんですから、その共通の問題についてグルーブごとに意見が分かれる、それはどこかで調整するといふことはしないんですか。それぞれ

グループで、できたらどこかで調整をするといふことです。

○説明員(今泉昭雄君) それぞれのグループご

してその連絡会議としての意義を、役割りを果たしているようにも受け取れるんですけれども、どうもそういうふうに受け取られない面が相当大きいんじゃないですか。どういうふうにお考えになりますか。

○説明員(今泉昭雄君) 私どものほうは昨年の六月から申しましても、小委員会を二回、総会を一回、それから幹事会を一回開催いたしまして、それがその時点、時点におきます検討状況なり、あるいは予算要求内容等につきまして種々の意見交換の場を提供いたしましたし、あるいはこの会議の方向をどうするかとか、いろいろな意見交換を行ないまして、現在いろいろとめておるわけでございますので、そういうところで、いま申しましたように、各グループの検討結果を早く出していただきよういたしまして、その段階でそれをさらにいろいろ詰めてみたいと、このように思つておるわけでございます。

○鶴園哲夫君 いま年金制度に関しまして、公的機関としていま問題にしましたこの連絡会議がありますし、それから社会保障制度審議会、それから国家公務員共済組合の審議会、社会保障審議会、国民年金審議会と、それでたくさんのお委員会があるんですねけれども、私は今度のこの年金制度の中では、非常に重要なスライドの問題について、どうもいまの連絡会議のお話を聞いておりましてはつきりしない。これはスライドの問題だけではなくて、やはり年金なら年金を取り上げてみた場合に、全般についてどうも何かばらばらのよくなじがしてしようがない。もちろんそれそれ年金制度というものは経緯があるし、経過があるし、歴史があるということはよくわかりますけれども、せつかくそういうものを、公的年金の共通部分をつくって、その共通の基準といいうのをつくって、四十二年に設けられて、言うならば満六年たっている。にわかわらず、そういうものについてのどうもまとまりがたいへん悪い。いま最後のスライドの問題についても、御説明を聞いておりますとどうもすつきりしないと

いう、これはきわめて事務的な取り扱いをしておると思うんですが、いかがでしょうか。

○説明員(今泉昭雄君) ただいまの連絡会議の構成員は、それぞれ関係省庁の局長クラスでもつて構成しております。で、議長は内閣總理大臣官房審議室長というふうになつております。

○鶴園哲夫君 これの審議会の中で、社会保障制度審議会のことについてちょっと伺いたいんです。が、この社会保障制度審議会は非常に重要な権限を持つておる。調査をすると、それから審議をする

ると、勧告をすると、意見を述べるというたいへん重要な権限を持つておりますし、社会保障全体として総括的な審議会になつておるよう思はん

でありますけれども、この審議会が今度のこのスライドで、この審議会が今度のこのスライドの問題等についてどうもよくなことになつていいのかといふことも聞きたいのですけれども、しかし、私、もう少し、いまの社会保障制度というのが非常に大きな波に乗つてきてる、まあ福祉国家を建設するという看板もありますが、国民全體の動きといつたまして、ムードといたしまして社会保障制度を充実していかなければならないと

いうたいへん重要な段階だと思うんですね。言ふならば、日本の社会保障制度の中でも歴史的な重要な段階だと思うのですけれども、にかかわらず

この社会保障制度審議会というのは、どうも見ておられますといふと、もだもたして、何か非常に小さな問題にしか、ちょこちょこ出された問題について意見を述べているということにすぎないので

ありますが、一応現況はそうした現況であることを御理解願いたいと、こう思つております。

○鶴園哲夫君 この審議会は、昭和二十五年に法律でもつて設けられたわけです。まあ社会保障の

基本問題について勧告もしておりますし、非常に重要な勧告を三十年代、三十年前後ですね、やっておりますね。いま私が申し上げたように、社会

保障といふものがたいへん重要視されて、具体的な見解を申し上げて恐縮でございますけれども、

日本の社会保障制度が次第に整備されてまいりました案件について答申すること、最近の傾向

としましては、いま先生御指摘のように、個々の法案について諸問があつて、それに対する答申に終始しておることが多いではないかといふ御指

摘、事実でございます。ただこれは制度審議会がどうこうと申し上げるよりも、これは事務局長

の見解を申し上げて恐縮でございますけれども、日本の社会保障制度が次第に整備されてまいりました

して、昭和二十年代から三十年代の中ごろまでは日本の社会保障制度を整備する過程にあつたわけ

でございますから、審議会としても白地に大きな構想をかくことができたわけでございます。三十

年代の後半になつて皆保険、皆年金になり、さ

らに昨年から児童手当の支給が始まりますと、社

会保障制度そのものといふのは、その制度の仕組みといふのは一応形の上では完了したと言わざるを得ない。そなつてまいりますと、それぞれの制度についてどういうふうな比較をするかといふのは、むしろ各省庁の仕事になつてしまつて、審議会にかけなきやならないものを、個々のものが出てきてそれについて審議をしておると、社会

保障全体としてとらまえて、これから社会保障制度全体についてどうするのかといふようなことはない

の審議といふのは行なわれていないのではないか。また、政府全体として、日本の社会保障制度

をどう持つていくのだという基本的な長期展望に立つた、全体を踏まえた構想なんといふのはどこ

まあここに御指摘になりましたように、社会保障制度審議会の活動状況が、その任務あるいは審議状況等においてまだ欠くるものがあるのでないかといふような点でござりますけれども、審議会

のじやないかと、いうように思うのですけれども、どうもそうではない。まあその場その場の問題。

それで個々の問題。何かもたもたしておるという感じがしてしようがないわけなんですね。この重

要な段階に、この審議会が先ほど申し上げたよう

な全体の立場に立つて、そして長期の展望を

持って社会保障全体の問題をここではつきり出し

てもらわなきゃ困ると思うのです。そういう点

についての審議会の動きといふのは、どうなつておるのかといふことを伺いたいのです。

○説明員(上村一君) お答えいたします。

いま御指摘になりましたように、制度審議会の仕事といふのは、社会保障の企画や立法について

勧告をすることと、それから各大臣から諸問があ

りました案件について答申すること、最近の傾向

としましては、いま先生御指摘のように、個々の

案について諸問があつて、それに対する答申に

と思います。ただ、最近の審議会の状況を申し上げますと、単に諮問について答申をするだけではなく、やはり審議会の役割として欠くるところがあるのだから、さらには現在の日本の社会保障制度の各問題について検討をして、そして政府に対し積極的に意見を申し上げるべき事項が出てまいれば、それについて意見を述べようといふことです。今度に入りましてから鋭意勉強中でござります。

○鶴園哲夫君 私は、確かにおっしゃるように、二十年後半三十年の前半にあって、白紙に絵をかくような形で社会保障の全般の問題について勧告をするというようなことがあった。その後、見るべきもののがなくて、おっしゃるように個々の問題について、法案についてということになりますと、諮問をする、それについて答申をする、こういう形でできている。おっしゃるとおり私もそう思っております。しかし、私は、先ほどから申し上げているように、非常に重要な段階にきているのじやないか、社会保障全体が、それは決して何か前にもう基礎ができているというような問題じやないんじやないか。財政計画一つといつたつて、これは私はたいへんだと思うんですけれどもね。いま各政党とも、あるいは各団体が、社会保障制度についていろんな意見なり政策を出します。そういう問題を踏まえながら、全体として日本の社会保障制度というものをどう持っていくかということについて、どこから全体をながめますね、そこまでみます。総理府の付属機関でございます。

○鶴園哲夫君 それなら、総理府總務長官は直接関係はしている……。

○説明員(上村一君) そうですございいます。総理府の付属機関でございます。

○鶴園哲夫君 これは総理大臣の所管になつていますね、そ�です。

○國務大臣(坪川信三君) 総理府に置かれているのでございまして、当然私のほうの所掌することとしてお預かりをいたしておりますとございます。

○鶴園哲夫君 その社会保険制度の運営についてお預かりをしておるということになります。

○説明員(上村一君) どうもおことは返すようだときますけれども、法案の審議は私枝葉末

節に走つた事柄ではないと思います。と申しますのは、審議会の設置法で、各省大臣が必ず諮問をしなければならず、その諮問について答申しなければならないわけでございます。そして最近のようになりますと、毎年度出されます社会保障関係法規といふものは非常に多くござります。それについての審議に相当手間がかかるというものは事実でござります。で、そらしてその審議をいたします場合に、個々の技術的なことについて、この制度審議会がとかく申し上げるべき筋合のものではなくて、たとえば、いま出した年金の話なら、年金について横並べに並べてみると、諮問がありましたように、諮問がありましたときも申し上げましたように、諮問があきましたときをながめた御意見を申し上げるとかという形で取り組んでおるわけでございます。同時に、先ほども申し上げましたように、年金スライド制度においては、それを相当の将来に单にお答えするだけではなくて、積極的にこれから社会保障について指摘すべき問題はどんどん意見を申し上げようということをいま取り組んでおる最中でござりますので、御理解いただけますね、そ�です。

○鶴園哲夫君 これは総理大臣の所管になつていますね、そ�です。

○説明員(上村一君) そうですございいます。総理府の付属機関でございます。

○鶴園哲夫君 それなら、総理府總務長官は直接お申しますのは昭和四十三年の三月でございます。が、その答申を見ました結果、われわれといつた二の運用のしかたを諮問したわけであります。恩給審議会は昭和四十一年に設置されまして、答申が出ましたのは昭和四十三年の三月でござりますが、その答申を見ました結果、われわれといつた二の運用のしかたを諮問したわけであります。恩給審議会は昭和四十一年に設置されまして、答申が出ましたのは昭和四十三年の三月でござりますが、その答申を見ました結果、われわれといつた二の運用のしかたを諮問したわけであります。恩

場から考えた上村説明員の考えも私は適正でもあります。ただし考えておありますので、高度な七〇年代に處すべきわが国の社会保障制度全般に対するところの大きい視野に立つて、またあらゆる角度から立場に立つて、これからの方針方針といつてはやはり政府は十分大所高所に立つて、新たなる一つの英知といいますか、時代の感覚を盛つた、ふさわしいところのあり方で、それを進むべきであるという気持ち私は鶴園委員と感をともにいたしておりますので、そらした方向に向かってやはり実態というものを踏まえながら考えてみたいと、こう思つております。

○鶴園哲夫君 まあ、總理府總務長官もいらっしゃいますが、それから事務局長もいらっしゃいますが、私は、いま申し上げているように、これらは個々ばらばらといふと語弊があるかもしれないですが、たいへんなところにきているわけだし、福祉国家を建設するという場合に、やはり一番このところが積極的に動いてもらわなければ困ると思うし、また英知を集めただころだろうと思ふのです。ですから、この社会保障制度審議会の活発な動きをひとつ期待をしたいと思っております。

今度は、いま問題にしましたスライドの問題について伺いたいんですが、恩給法の一部改正についてはたくさんの方の問題がありまして、先ほど内藤委員のほうから、このスライドの問題、さらに最低保障額の引き上げの問題等についての質疑が行なわれましたですが、私もまず初めに、このスライドについて、從来恩給審議会の方式によって改定をしてきたわけですが、今回こういうふうに公務員の賃金水準にスライドするということに改めた理由をお尋ねをしたいと思います。

○政府委員(平川幸藏君) 恩給のスライド制の問題でござりますが、ただいまお話を出ておりましたが、恩給その他の年金につきましては、その年金の実質価値をいかに保全するかということが最大の問題であるわけあります。で、実は恩給につきましては、いち早く、昭和四十一年に

現在の恩給法二条ノ二の規定が恩給法に設けられたわけであります。その規定は、「年金タル恩給ノ額ニ付テハ国民ノ生活水準、國家公務員ノ給与、物価其ノ他ノ諸事情ニ著シキ変動ガ生ジタル場合ニ於テハ変動後ノ諸事情ヲ総合勘案シ速ニ改定ノ措置ヲ講ズルモノトス」ということがその条文でござりますが、問題は、この具体的な運用のしかたでございます。この運用のしかたにつきましては、われわれいたしましては、この際民間有識者の意見を聞くのが最も妥当であるということでおきましたのは昭和四十三年の三月でござりますが、その答申を見ました結果、われわれといつた二の運用のしかたを諮問したわけであります。恩給審議会は昭和四十一年に設置されまして、答申がおきましたのは昭和四十三年の三月でござりますが、その答申を見ました結果、われわれといつた二の運用のしかたを諮問したわけであります。恩

して、われわれいたしましては、この際民間有識者の意見を聞くのが最も妥当であるということでおきましたのは昭和四十三年の三月でござりますが、その答申を見ました結果、われわれといつた二の運用のしかたを諮問したわけであります。恩

場合ニ於テハ変動後ノ諸事情ヲ総合勘案シ速ニ改定ノ措置ヲ講ズルモノトス」ということがその条文でござりますが、問題は、この具体的な運用のしかたでございます。この運用のしかたにつきましては、われわれいたしましては、この際民間有識者の意見を聞くのが最も妥当であるということでおきましたのは昭和四十三年の三月でござりますが、その答申を見ました結果、われわれといつた二の運用のしかたを諮問したわけであります。恩

して、われわれいたしましては、この際民間有識者の意見を聞くのが最も妥当であるということでおきましたのは昭和四十三年の三月でござりますが、その答申を見ました結果、われわれといつた二の運用のしかたを諮問したわけであります。恩

して、われわれいたしましては、この際民間有識者の意見を聞くのが最も妥當であるといふこと

す。しかし、この改定のしかたそのものにつきましては、やはりその当時恩給受給者が、たとえば物価が上がるあるいは国家公務員の給与が上がつても、はたして政府はどの程度の改定をするのか

ということについての不安感が非常にあつた。その不安感を実質的に解消したという大きな一つの機能を果たしたことは十分認められるわけでござりますが、ただ先ほど私が申し上げましたように、恩給審議会の方針自体につきましての御論議は相當あつたわけであります。すなわち、職務給は検討いたしました結果、今回国家公務員給与の上昇率に見合いましてスライドするということは最も適当であるということで、実はわれわれといたましても問題があるということで、実はわれわれといたましても、そういうことにつきましていろいろ検討いたしました結果、今回国家公務員給与の上昇率を見合いましてスライドするということは最も適当であるといふ判断をいたしたわけでありますが、いま言つたような経過に立ちまして、最も妥当な調整方式ではないかといふ結論に達したわけであ

りまして、それによりまして本年度、四十六年度、四十七年度の二年度の国家公務員給与のアップ率によりまして二三・四%の増額をしよう、こういうことであります。

○鶴園哲夫君 いま局長の答弁をいたしたわけですが、恩給法の二条ノ二の解釈といつましても、同じ文句が国家公務員共済組合法の一条の二にも同様の規定があります。いま局長の答弁ございまして、それが、また全く同じものが地方公務員等共済組合法の七十四条の二にあります。

ですが、恩給法の二条ノ二の改定の条項があるわけですが、同じ文句が国家公務員共済組合法の一条の二にありますし、また全く同じものが地方公務員等共済組合法の七十四条の二にあります。

○鶴園哲夫君 いま局長の答弁をいたしたわけですが、恩給法の二条ノ二の解釈といつまでも、同じ文句が国家公務員共済組合法の一条の二にありますし、また全く同じものが地方公務員等共済組合法の七十四条の二にあります。

そこで、まず第一に、この二条ノ二の改定につ

は局長にお尋ねするわけにいかないんですが、所管のことです。

在はそういうふうに思っております。

○鶴園哲夫君

先ほど内藤委員のほうから長官に質問がありましたときに、今度恩給法の改定について公務員の賃金水準にスライドをしていくといふことがあつたんだけれども、それは引き続い

て来るも、今後もそれがとられていくのかと、従来の経緯からいつて不安があるんだという話が、改定をすべきだということで答申があつて、そしてそれに基づいて四十四年から四十七年までやつてこられて、さらにそれを今回一そく恩給法の二条ノ二に適用するように公務員の賃金にスライド

するという方向をとられたわけですが、まあこれ

もやはり引き続いこういう形でやつていかれる

ことだらうと思うんです、経緯から見ましても、

そういうことだといふふうに考えてよろしくござ

いますか。

○政府委員(平川幸蔵君)

先ほど私の説明の中であります。一応その結果につきまして、社会的な安定性、年金についての安定性を保持するという機能は認めるが、解釈のしかた、あるいは運用のしかたとしては不十分

ではないかといふ議論が相当この委員会においてはございまして、いま鶴園委員の御指摘のごとく、各種年金制度の充実をはかるといふことも国の政治の上の大事な仕事だと考えております。しかし、恩給制度の問題につきましては、このたびとらせていただきました賃金のスライドにいたすこの方向は、何ら変更を考えておるよろな、予想も事実であります。そういう御論議も踏まえまして、われわれといつまではこういう措置をとつたわけであります。少なくとも現在、これらは私として考えておりますが、やはり民間の給与あるいは物価等を相当忠実に反映している国家公務員の給与の上昇率といふこの指標以外に、さらには従来の国会の審議の状況からいつて、審議も行なわれておるし、そういう面からいつても、この

は最も適當なものが最も適當なもの

であるという考え方ですね。

○国務大臣(坪川信三君)

御指摘のように、恩給法第二条ノ二に適用するという立場からこれを守つてまいりたいということござります。これにて准拠することによって御理解をいただきたいと、こちらて先ほども答申上げておるんでございますが、しかし、衆議院におきまして、

ございます。

この規定は、いわゆるスライド規定といわれてお

ります。先ほどから再三私が申し上げております

ように、この運用のしかたの段階におきまして恩給審議会の答申が出ておりますが、やはり二条ノ二の解釈のしかたとしては誤つておるん

ではないかといふ鋭い批判があつたわけです。

それでございまして、われわれといつましては、率直にいたしまして、政府といたしましては国家公務員の給与によるのが最も適當であるという判断に立つたわけござります。ただ、いろいろ年金の調整等につきましては御要望がござりますけれども、現在のわれわれの心境といたしましては、この適用の具体的な運用を定着づけるというほうの調整規定の内容そのものをいろいろ手を加えることはやはり適當ではないんじゃないか、むしろこれが恩給受給者にとっては何と申しますか、非常にいいことではないかと、このような判断に立つておるわけであります。

○鶴園哲夫君

先ほど局長から御答弁がありましたが、最も妥当しておませんさつき申し上げました方針で進みたいと、こう考えております。

たように、これは大臣、恩給法の二条ノ二の規

定、これに最も妥当しておる考え方なんだ、それ

が恩給受給者にとっては、何と申しますか、非常

にいいことではないかと、このような判断に立つておるわけであります。

○鶴園哲夫君 長官からもたびたび答弁をいたしましたので、また衆議院でもはつきりした答弁をいただいておりますので、この問題についてはこれぐらいにいたしたいと思います。

そこで、先ほど局長から御説明ございましたように、恩給審議会の方式で毎年改定をしてこられたわけですが、今回、今度は違つて——違つてといいますか、賃金にスライドするという形になつたわけですか。それと公務員の給与の水準といいますか、その間に非常に差があるというふうに思われているんですけれども、先ほど内閣委員の質問に対しまして、局長から約一三%差があるというお話をあつたのですが、どうもそりじゃなくて、もつとでかいものがあるのでないかと、いうふうに私は思うのですけれども、ですが、先ほどのよ

うと二万円ベース、年金の場合も一万円、それから公務員の賃金のベースも二万円、それから計算をしていって、一三%程度の差があるというお話をあつたのです。されど、いま公務員の賃金ベースをどうい

うか、それは四十七年の十月で四万六千円ぐらいになります。それが四十七年の十月で四万六千円ぐらいになります。この点はどうですか。

○政府委員(平川幸蔵君) それでは、御説明申上

なければならぬわけでございますが、現在総額の受給者の数とか、あるいは失権率とか、現在のベース等について詳細な資料をいま集計中でござりますます。

○鶴園哲夫君 それでは、いま四十七年の四月に

公務員の賃金が上がりまして、公務員のベースとしては九万二千円ぐらいになつてゐるわけですね。それで一方恩給年金の仮定俸給といいますか、それは四十七年の十月で四万六千円ぐらいになつてある。この点はどうですか。

○政府委員(平川幸蔵君) それでは御説明申上

ます。それをおもつと繰り返して恐縮でござります。それをうそくしめながら質問がござりますます。

○鶴園哲夫君 そこで、この問題はちよつと私も理解がつかない点がありますので、後ほどにひとつ回しておきたいと思います。

○鶴園哲夫君 そこで、この問題はちよつと私も理解がつかない点がありますので、後ほどにひと

つ回しておきたいと思います。

○鶴園哲夫君 次に、先ほど内閣委員のほうから質問がござりますます。それは

○鶴園哲夫君 これは、昭和三十四年を一〇〇でありますと、国家公務員給与は一三%でござりますが、申し上げますと、昭和三十四年度までは恩

給と国家公務員給与は一致しておつたわけでござります。それは当然でございまして、実はこれも先生が先ほどおっしゃりましたように、国家公務員のほう

は勤務年数の平均が十八年でござりますから、これを恩給と同じにするためには二十三年に置きかねなければなりません。二十三年に置きかねます

と、大体九万八千円から十万円の本俸になります。そうしますと、国家公務員の給与が月十万円、恩給受給者が八万七千円ということになります。

○鶴園哲夫君 これが一三%でございますので、今度は現実にもらつておる恩給

は二八四でござります。それで比率が八七になつたわけですが、これは一三%ということを先ほど申し上げました。これだけの比較ではやはり不十分でござりますので、やはり現実にもらつておる額から推定いたしまして、やはり現在もらつておる額から一四%程度の差があるいは一二、このあたりの格差は

はまことにあります。したがつて、指數から比較をいたしますと、実は先生先ほど言わ

はいわゆる九万一千円ベースといわれております。そこで局長に、一三%といふのは金額にして

ほほどのぐらゐのものになるのか、その点までお尋ねしたい。

○政府委員(平川幸蔵君) 一三%といふのは、逆に言いますと、恩給が国家公務員の給与に対する

八七%だということになります。私、わかりやすく申しあげたのですが、財政的に申し上げますと、恩給はどちらなるかと申し上げます。

そこで、恩給を国家公務員給与で割るのではなく、恩給を国家公務員給与で割りますと、現在もらつておる恩給の年額といふことになります。

○鶴園哲夫君 まず現在もらつておる恩給の年額といふことになります。

○政府委員(平川幸蔵君) まず現在もらつておる恩給の年額といふことは、現在恩給は御承知のよう

に、軍人の短期在職者の人もたくさんござりますから、恩給を国家公務員給与で割ると、これはは

から、そういう人から逆算はできませんから、一

般文官をつかまえて申し上げますと、一般文官の四十七年度の改善分を入れた平均受給額が三十九万二千円になります。三十九万二千円の恩給年額でござります。これは大体なだいま先生が言われましたように、在職年が二十三年に相当いたしま

す。在職年が二十三年だということは、算出率は五百五分の五十六になります。百五十分の五十六で割りますと、仮定俸給といいますか、平たくい

いますと本俸が出てくるわけであります。その本俸は年間五百万円になります。百五万円を十二で割りますと、八万七千円といふことになるわけでござります。そうしますと、月八万七千円の恩給になりますと、国家公務員は八万五千三百円であります

かしいではないかといふ御議論があると思います。これは当然でございまして、実はこれも先生が先ほどおっしゃりましたように、国家公務員のほうが勤務年数の平均が十八年でござりますから、これを恩給と同じにするためには二十三年に置きかねなければなりません。二十三年に置きかねますと、大体九万八千円から十万円の本俸になります。そうしますと、国家公務員の給与が月十万円、恩給受給者が八万七千円といふことになります。

○鶴園哲夫君 これが一三%といふことを先ほど申し上げました。これだけの比較ではやはり不十分でござりますので、やはり現実にもらつておる額から推定いたしまして、やはり現在もらつておる額から一四%程度の差があるいは一二、このあたりの格差は

はまことにあります。

○鶴園哲夫君 これが一三%といふことを先ほどお

いりますが、四十三年三月の恩給審議会の答申

がありますね。その答申で、調整方法について現

行の恩給の仮定俸給と国家公務員の給与水準との間の格差を是正しておく必要があるということを

言つておる恩給の年額といふことになります。

四十一年に恩給の仮定俸給といふのは直ちに出ませんから、一方恩給はどうなつておるかと申し上げます。

そこで、一方恩給はどなつておるかと申し上げますと、恩給予算がわれわれのほうにのつておりま

すと、恩給を国家公務員給与で割りますと、現在もらつておる恩給の年額といふことは、現在恩給

ははまことにあります。

○鶴園哲夫君 なまざまあるべきと公務員の給与水準といふものとの格

差を是正されたんですか、されなかつたわけですか。

○政府委員(平川幸藏君) 先ほどの説明の中で、やはり説明が不足しておりますが、実は恩給制度は先生特に御承知のように、性格なり、沿革なりからいたしまして全く他の年金と非常に異なつております。で、先ほど申し上げましたように、まだ性格が国家保障的なものである、それから掛け金、これはもうほかの年金と全く違つ。詳しいことは申し上げませんが、要するに恩給の本質といつましても、いわゆるこういうことばは適当であります。しかしながら、こういう時代でござりますから、恩給制度といつましても低額者をできるだけ処遇していくこうという考え方から、昭和四十一年に実は初めて最低保障を導入したわけであります。そのときに、その前におきまして実は厚生年金が定額部分が確かに六万円だったと思ひますが、になります。それから約一年間まあわれわれ局内でいろいろ論議し、総理府内で論議しまして、四十一年に初めて最低保障を設けたわけなんあります。

その後、最近の事情を申し上げますと、昭和四十六年に十三万四千四百円といふいわゆる定期部分が改正があつたわけであります。そのときに、われわれといつましても、実は恩給制度にどのようなマッチをさせていくかということで非常に苦労いたしました。四十七年に一年間かかりまして、恩給の特殊なやり方でござりますけれども、六十五歳以上の者につきましては十三万四千四百円、それ未満の者につきましては十一万四百円といふ、何と申しますか、チャンポン方式と申しますが、そういうやり方をやつたわけでござります。その時分まではよかつたわけであります。が、今回定期部分が上がつたわけであります。われわれといつましても、それは当然いろいろ考えたわけでございますが、実は最大の問題といつまして、この最低保障は、御承知のように、従来は最短恩給年限を実在職年で勤務した、そした者に対する給付する制度でありますから、恩

給制度としては当然軍人にもいままで給付しておったわけであります。したがいまして、今回もやはり軍人も給付するということになると思ひます。が、実は軍人恩給は、御承知のように、二百五十四万人のうち九六%は短期在職者であります。そういう一つの条件があるわけでござりますから、たしてそのままの額でいいのかどうかといふようないふりでござりますから、そういう中で最低保障制度を持つていく場合における問題がまたあります。も、國家公務員共済組合審議会ではどううよう結論になつたのか、お尋ねをしたいと思います。が、実は軍人恩給は、御承知のように、二百五十四万人のうち九六%は短期在職者であります。そりましても、在職年は、御承知のように厚生年金は二十年でございますから、二十年と十二年ではたしてそのままの額でいいのかどうかといふようないふりでござります。もしもいたしましたら、短期在職の方々が給せられる額は、同じ階級でありますと十一万六千円というになります。でござります。も、たまたま十二年の実働者になりますと二十数万円、ということになりまして、一年の格差で十五万円の年金額の格差が生ずるということになります。して、これは恩給制度としては、どうしてもこのままの形ではわれわれとしては取り入れることは不可能である。したがつてこれは、この場合も、言いわけではございませんが、例年定期部分が上がりましてから一年間の余裕をいただいておりますので、われわれといつましても、今後一年の間にバランスのとれたひとつ最低保障、できればこれは初めての制度でございますが、短期の在職者に対しましても何らかの最低保障も加味しながらやつていつてはどうかというような一つの考え方もあります。も持つておるわけでございまして、そういうことで実は今は時期的には間に合わなかつたということです。

○鶴園哲夫君 この問題については、先ほど長官のほうからも内藤委員のほうに答弁がございましたのでこれだけにいたしまして、そこで今度は共済組合法の問題につきましてお尋ねをしたいのです。そこで、いわゆるスライド制の採用といふことは今回見送りまして、恩給にならないましては、御意見が分かれたといふことで、答申にござります。この詮問に対しまして審議会におきましては種々検討を行なつていただいたわけでございますが、結論が出ませんで、この問題につきましては御意見が分かれたといふことで、答申にござります。そこで、いわゆるスライド制の採用といふことは今回見送りまして、恩給にならないましては、物価だけでは取り残されていく、国民の生活水準といふことも入つてます。ですから、国は、物価だけでは、これはスライドとしてはまずいとスライドしていくほうがいい、これはだれもそう思ふのですけれどもね。物価だけは——こういう高度の経済成長といいますかの段階にあっては、物価だけでは取り残されていく、国民の生活水準といふことはだれも考えると思うのですけれども、しかしいまの段階でこれはどういう意味で物価スライドといふことをお出しになつたのか。厚生年金が物価スライドになつたから、したがつて、そういう意味で物価スライドといふものを出しになつたのか、そのところをちょっとお尋ねしておきたいと思います。

○鶴園哲夫君 そうしますと、この審議会には物価スライドを諮詢された、それに對して意見が分かれで併記になつたと。そこで——そこでといふことになりますが、恩給の賃金スライドの形になつた、こういふことです。物価スライドを諮詢されたわけですか。

○政府委員(辻敬一君) 公的年金制度の中心でございます厚生年金のほうで物価スライドを採用するという考え方でございましたので、それにならつたという点が大きいわけでございますが、先

ほども申し上げたまうに、物価だけによろしいと
いう趣旨ではございませんで、再計算の時期その
他につきましては、先ほど鶴園委員から御指摘の
ございました共済組合法の一条の二の調整規定の
趣旨のつとった見直しは当然いたすわけでござ
います。いわば最小限度の保障としてそういう制
度を導入するのも一つの考え方ではないかとい
ふことで、その適否について諸問題を申し上げた次第
でございます。

○鶴園哲夫君 で、まあ単に物価のスライドでは
ないのだというお話で、五年ごとになりますかの
再計算の時期に修正をするという形で諸問題になっ
たというお話ですが、しかし、恩給は賃金にスラ
イドする形をとつたので恩給にならつたといいま
すが、従来から公務員年金が恩給に右へならえ
るという形をとつてきておる、そういう関係で共
済年金についても賃金スライドの方向をとつた、
こういうふうに考へるわけですね。

○政府委員(辻敏一君) 今回御提案を申し上げて
おりますのは、厚生年金等他の公的年金につきま
して大幅な給付改善が行なわれることなどを考慮
いたしまして、恩給にならいまして、先ほど来恩
給局のほうからも御説明申し上げておりますよう
に、従来の改定方式を改めて、四十六年度及び四
十七年度におきます国家公務員の給与の改善率に
よつて、年金額の二三・四%の引き上げをお願い
申し上げておるわけでござります。しかし、これ
はいわゆる賃金の自動スライドということではな
いと考へております。いわゆる賃金の自動スライ
ドにつきましては、なおいろいろの御議論のある
ところでござりますし、先ほど来申し上げており
ますように、社会保険の根幹でござります厚生年
金におきましては物価スライドを導入することと
なつておりますので、その均衡もございます。ま
た、特に共済年金の場合には財源負担とも関係の
ある問題であるわけでござります。したがいまし
て、この問題につきましては、引き続き国家公務
員共済組合審議会、あるいは先ほど来御議論のど
ざいました公的年金制度調整連絡会議等にもほか

りまして今後さらに検討してまいりたい、かよう
な考え方でいるわけでございます。

○鶴園哲夫君 先ほど恩給の公務員賃金について
のスライドについて、これからも継続をして賃金
にスライドしていく、公務員の給与水準にスライ
ドしていく、そういう考え方だといふあ總理府
総務長官のお話がありました。これはもう当然の
ことだと思ふんすけれども、そうしますと、国
家公務員の共済年金についてもあるいは一般と
して、共済年金についても、恩給が賃金スライド
をとつていて、それに右へならえしていくとい
う考え方ですか。これからもそういう考え方です
か。いまの次長の答弁ですと、何かこれから厚生
年金の関係もあるし、それから連絡会議において
もあるいは審議会においてもこの問題について
審議をしていくんだというお話ですけれども、
従来の経緯からいって、恩給が統いてスライドを
とつていく、恩給優先といふ形で公務員の年金に
ついても同じく賃金スライドをとつていくん
だと、こういうことですか、大臣ひとつ。

○國務大臣(愛知揆一君) いま辻政府委員から詳
しくお答えしたとおりでございますが、國家公務
員の共済組合については、第一条の二でございま
すが、調整規定を見ましても非常にはつきりして
いると思ひますが、一つは国民の生活水準、一つ
は国家公務員の給与、一つは物価、それからその
他の諸事情を総合勘案して、そして恩給になら
つて改定を行なうというのがこの国共済の第一条
の調整規定の趣旨であると、こういふ考え方でござ
います。で、今年度の改定につきましては、た
だいま御説明いたしましたよな経緯がござ
りますから、連絡会議からは、消費者物価のス
ライド制を導入しようという考え方については意
見が分かれたりといふ御答申をいただきまして、消
費者物価スライド制そのものに対する考え方につ
いてもいろいろな意見があつたと、それからその
他の考え方についてもまた違つた意見があつて、
当審議会としてはそのいづれをとるべきかといふ
ことについては意見が分かれたと、こういふ御答

申をいたしましたので、ただいま申しましたよ
うな法律の調整規定の趣旨にのつとりまして、ど
うしたならば一番この際妥当であろうかといふこ
とを考えまして、たまたま恩給の改定と相照応し
て、四十六年度、四十七年度のベースアップを二
つ一緒にして、そしてこれを改定の率にするとい
ふことがこの際としてはまず妥当なところではな
いかということでの改定をきめて、法律案を御
審議願つておるわけでございまして、同時に、
たまたま來年度は財政再計算の年にも当たつてお
りますし、それから他の審議会や調整連絡会議に
おいてもいろいろの御意見があるところでござい
ますから、いま申し上げました調整規定の趣旨に
つとり、また恩給の関係とともに十分相照応いたし
まして、さらに適切な方法があれば、さらに改善
をすることにつとめたい、こういうふうに考へて
おるわけでござります。

それからまたこれはいま辻政府委員からも申し
ましたが、今回の両年にわたる公務員の給与ペー
ント、こういうことですか、大臣ひとつ。

○國務大臣(愛知揆一君) これはただいま申しま
したように、関係する省庁と十分また政府部内と
しても御相談をしなければ、来年度の改定とい
うことについてはどうしたらいいかといふことの結
論は出せないと思ひますし、また、それぞれ審議
会等の御意見も十分尊重してまいらなければなら
ない、かように考へます。それから同時に、今年
度の場合は、四十六、四十七両年度のベースアッ
プの率を合わせて改定の基準にいたしましたよう
なわけでございまして、これがまた今年度の特色
であつたかと思ひます。同時にまた、これを今年
度としてはともかく妥当であると考へた次第でござ
いますから、そういう点も当然われわれの考
え方の中の一つの基準として考へていくといふこと
は自然の成り行きであらうと思ひますけれども、
さらにはそれに加えて改善の措置があれば、それを
取り上げていくことにもやぶさかであつてはいけ
ないのではなかろうか、こう考へております。

なお、先ほど私からは申し忘れましたけれど
も、同時に、厚年のほうは、御承知のように物価
スライド制を今年は採用することにいたしたわけ
でござりますから、まあそれらとの関係や、ある
いは財政当局といたしましては、財政上の問題等
もその間に一つの要素として考へていかなければ
ならないと、まあこういうふうに考へたわけでござ
ります。

○鶴園哲夫君 財源問題につきまして簡単に御説
明をいただきたいんですけども、現在、いつの
でもいいですが、一番最近のやつでいいですが、
国家公務員の連合会、それから公企体の共済、地

方公務員の共済、それぞれ積み立て金はどの程度いまあるわけですか。

○政府委員(辻敬一君) 四十六年度の決算で国家公務員共済組合の場合を申し上げますと、四十六年度末の積み立て金が七千八百七十六億円でございます。なお、四十七年度の実績の見込みで申し上げますと、年度末の積み立て金が一兆五百九十九億円というふうに見込んでおります。

○政府委員(住田正二君) 三公社の財政状況を申し上げます。国鉄の年度末の積み立て金が二千九百八十七億円でございます。専売公社が四百三億円、電電が二千九百九十四億円でございます。四十七年度は推定でございますが、国鉄が三千四百五億円、専売が四百五十八億円、電電公社が二千六百二十六億円でございます。

○鶴園哲夫君 あと五現業ありますね、地方公務員の共済、これはわかりませんか。

○政府委員(辻敬一君) 直接担当でございませんが、四十六年度末の積み立て金は一兆四千九百五十一億円というふうに承知いたしております。

○鶴園哲夫君 これは五現業ですか。

○政府委員(辻敬一君) 先ほど国家公務員共済組合で申し上げました数字は、五現業を含んでいるわけでございます。

○鶴園哲夫君 五現業はどうですか。

○政府委員(辻敬一君) 先ほど国家公務員共済組合で申し上げました数字は、五現業を含んでいるわけでございます。

○鶴園哲夫君 そうしますと、いまここでどうというわけにはいきませんが、四十七年をとつてみまして、四十七年度末にいまあげました国家公務員、五現業含めまして、それから三公社の公企体共済、地方公務員共済、三兆円くらいのものになると、大体いいですね、三兆円くらい。この中で財政融資の原資として回る分はほどどれくらいのものですか。

○政府委員(辻敬一君) 国家公務員共済組合の場合には、積み立て金のうちの三〇%を資金運用部に預託をいたしているわけでございます。

○政府委員(住田正二君) 公企体のほうは、財投として回っている金はございません。ただ、積み立て金の中から特定運用といたしまして債券を買つておるといふ例はございますけれども、財投のほうにはこの積み立て金は回っていないわけでございます。

○鶴園哲夫君 地方公務員共済一兆四千億、この中からどの程度ですか。

○政府委員(辻敬一君) 地方公務員共済の場合は直接所管をいたしておりませんが、資金運用部による貸し付けに責任準備金の見込み額の百分の三十を充てるというのが原則になつていて承知いたしております。

○鶴園哲夫君 三公社の場合も、いま話がありましたが、たとえば運営資金の見込み額の百分の三十というものが財投になつていると、地方公務員の共済の場合においても、やはり百分の三十といふのが、財投にはないが、いろんな形で貸し付けたり地方債に回つたりしている。三公社の場合も、六千億の中のどの程度が、おおむね一体どの程度のものがいま言つたものになつてているのですか。

○政府委員(住田正二君) 先ほど申し上げましたのは、地方公務員共済組合でございます。

○鶴園哲夫君 特定運用といつしまして、四十七年度末の三千四百十二億円のうち、約七百四十三億円が特定運用に回る見込みでございます。

○鶴園哲夫君 あとのやつは、電電、専売は……。

○政府委員(住田正二君) 電電の場合には、二千六百三十一億円のうち五百八十二億円でございます。それから専売につきましては、四百五十八億円のうち九百四十四億円でございます。

○鶴園哲夫君 次に、この国家公務員共済についてですが、四十四年の財源率の再計算にあたりまして、ベース改定の、資金の値上がりの状況も高まっておりました。そこで、積み立て不足金といふのはどの程度あったのですか。

○政府委員(辻敬一君) 国家公務員共済組合の新法施行後の期間にかかる積み立て金の不足額でございますが、四十四年の財政再計算の際には約九百億円程度と見込まれたわけでございます。

○鶴園哲夫君 来年まあ再計算の時期になつてはるわけですから、見通しとしまして、その後一番近いところで、どの程度不足積み立て金というのがあがつているのですか。

○政府委員(辻敬一君) 御承知のように、例年、年金の改定をお願いいたしていわるわけでございまして、今回も御提案を申し上げて保険計算に織り込んでございますので、ベースアップが行なわれますと、その分も積み立て金の不足になります。それから今回、たとえば遺族年金の受給資格要件の緩和を御提案申し上げておりますが、そのような給付改善をいたしますと、その分も積み立て金の不足になつてしまりますので、先ほど申し上げました四十四年の財政再計算の際の不足額九百億円に比べまして、現在で計算いたしましたと、その不足額はさらにふえてるといふふうに予想しているわけでございます。次の財政再計算期が四十九年の十月一日でございますので、現在各組合ともその準備にかかりておるわけございます。したがいまして、財政再計算の作業を終りますとその額が確定するわけでござります。財政再計算につきましては、御承知のようないくつかの数字から見直しをいたすわけでござります。

○政府委員(辻敬一君) 財源率にどれぐらいの影響になりますかは、再計算の結果を待つて検討いたしたいと思っております。

○鶴園哲夫君 いま伺いまして、二千五百五十億

定の引き上げ率も高まつておるわけですが、そちらの点からいいますと、いまお話しのように、十四年に九百億円あつた積み立て不足金といふのはもつとずつと大きなものになるだろうと、ほんどの程度と見ておられます。大まかに言いまして。

○政府委員(辻敬一君) 九百億円のうち連合会の分が約五百五十億円でございます。で、連合会の分につきましてごく概要の計算をいたしてみると、五百五十億円が約二千五百億円程度になると、いふうに考えております。

○鶴園哲夫君 そうしますと、四十四年の連合会のその不足金といふのは五百五十億だと、それが改正をなさると、五年ごとの再計算の時にもきているところももちろんありますし、それがれども、抜本的な改正をされるんだといふ話が言われておるわけですね。いまこの積み立て不足金といふのがこれだけでつかいものになりますね。

○政府委員(辻敬一君) これはどうしても掛け金に相当大幅にはね返つてくるというふうに見なきゃならぬのじやないかと思ふんですけれども、これはとてもその運用ではまかない切れないので、これはどちらも掛金に相当大幅にはね返つてくるというふうに見なきゃならぬのじやないかと思ふんです。

○政府委員(辻敬一君) 財源率にどれぐらいの影響になりますかは、再計算の結果を待つて検討いたしたいと思っております。

○鶴園哲夫君 いま伺いまして、二千五百五十億

までの、ただいま作業に取りかかつたばかりの段階でございましてまだ確定をいたしておるまでも、九百億円よりもかなりふえているといふふうに予想をいたしております。

○鶴園哲夫君 四十四年のときがこういう状態でござりますが、再計算につきましては、御承知のようないくつかの数字から見直しをいたすわけですが、これがたいへん大きなね返りがあるんじゃないかな。専門家としてどうお考えになりますか。たいへんに大きなね返りになるんじやないか。

○政府委員(辻敬一君) 現在の国家公務員共済組合の財源率には、御承知のように、先ほど来御指摘の過去勤務債務の償却財源は反映をされていな

見の申し出はなかつたように思ひます。ですから、年金制度についてやはり人事院としても調査をし、そして研究をして、内閣並びに国会に対して勧告あるいは意見を申し述べるというやうな積極的な姿勢をとつてしかるべきだと思ひますけれども、長年にわたつてそういうことがなかつたということについて、どういう理由なのかお尋ねをしたいと思います。

○政府委員(尾崎朝夷君) 年金制度は給与制度と違いまして、給与制度のほうは毎年の経済の成長に伴いまして給与を調整していくという関係がございますから、たいへん頻度をもつて調整していく必要があります。で、私どもとしましては年金制度につきましては、やはり長期にわたつて、数十年にわたりましてやはり安定した制度ということが何としても必要でございます。そういうことで、この年金制度につきましては、やはりあんまりちょくといふ必要がございませんけれども、年金制度につきましては、やはり長期にわたつて、数十年にわたりましてやはり安定した制度ということが何としても必要でございます。そういうことで、こちゅくとは改定はできないという性質のものでございます。で、私どもとしましては二十八年にござります。で、私どもとしましては二十八年にござりますけれども、その後まあ二十年がたつてまいりまして改定されども、その後における問題は、さつき申しましたように、経済が非常によくなつておりますのに対しまして給付内容をどういふように調整していくかという問題が大きな問題のように考へております。で、前者の問題についても、それから格づけの問題が少し動いておりますので、そういう関係をどうするかという問題もあるらうというふうに考へ、その二つが大きな問題のように考へております。で、前者の問題についても、やはり公務員給与によって改正をするという今回の考へ方は、そういう点ではひとつ非常に進んだ考へ方であるといふうに思ひますけれども、やはり公務員給与によって改正をするという今回の考へ方は、そういう点ではひどいと思います。で、私どもとしましては、この年金制度としましては、いかにも評価している人との給与のアップ率といつたような問題もござります。そういうことで評価している人との給与のアップ率といつたような問題もござりますが、いまの問題点としましては

は、やはり公務員の現実が、定年制の問題あるのも、なぜそういうことになつてゐるのか。せつかく勤務したいといつたような、あるいは寿命が延びてきておるといつたような関係からいつて、公務員の雇用退職関係をどのように考えていいたらいいかという問題とかかわってこの問題はもう少し広い大きな立場から検討をする必要があるんじゃないかな。そういう点が今後の共済といいますか、退職年金制度の問題ではなかろうかといつたような角度から、広い意味でいろいろ検討をしていく必要があるということで検討をしているといつたような状況でございます。

○鶴園哲夫君 まあ、年金制度、退職年金制度、たいへん重要な問題であります。それは現在の公務員にとりましてもたいへん重要な問題、もちろんやめた人にとっては重要な問題、ですから公務員にとりましては、これはやめた人についても、現在おる人についてもたいへん重要な問題だと思ひます。その問題でありますからして、国事公務員法の中に、百八条にこういう規定をして、人事院が研究をし調査をして、そして内閣並びに国会に対してやるようになって、しかし二十年にわたつてそれが行なわれなかつたといふことは、これは非常に重要なことじやないかと思ひます。これからどうしていくんだということについても、非常に考えていいらっしゃるのか。私はおととしのスタイルの問題にいたしましても非常に重要なだと思ひます。これからどうしていくんだといふことは、これは非常に重要なことじやないかと思ひます。これからどうしていくんだといふことは、これは非常に重要なことじやないかと思ひます。これがたとえが非常に悪うござりますけれども、というような意味の怠慢とはこれは違うものとお考へいたいといふんじやないか。非常に甘えた考へ方かもしませんけれども、そういう気持ちを持っております。したがつて、もっと広くいえば、たまたま退職年金制度といふことになつてしまつたけれども、公務員法には退職年金制度とありますけれども、ほんとうをいふは共済制度全体が現職の公務員諸君には大きな関係がある制度だらうと思うのです。したがつて、われわれの立場としては、公務員法の各第何条といふようなものをさらに超越して、もっと広い視野から意見のあるべきところは意見を御提出するといふような立場でおるべきだらうと思います。

したがつて、また今回、先ほど給与局長からお答え申しましたように、今度の改正についてもわかれれば成り行きをずっと見守つてまいります。これは評価すべきものだといふ気持を持つておられるようになります。それからどうして、私は思つております。そういう意思がおありなのかどうかといふ点をお尋ねをしたいと思うのです。これはまたしかられることは当然と覺悟の上申しあげますけれども、たとえば給与の勧告の場合とこれ比べますと、この年金制度、これは

おつしやるようになります。昭和二十八年に退職年金制度と書として出しているわけです。ところが、それがいまの共済制度の中に入つて成立しておるわけで、それが立場として、給与の勧告などの場合とはちょっと違った性格のものがあるということを御了解いただけるのじやないかということを申し上げるわけなんです。

○鶴園哲夫君 それはわかります。わかりますのが、年金制度全体としまして非常な重要な段階にきてるし、来年はちょうど再計算の時期にきてるし、先ほど申し上げましたように、抜本的な改正もやられるだろう。あるいはそういう感じもしているわけですね。ですから、そういう段階で人事院が、今までのことは別としまして、一体人事院はこの百八条に書いてある公務員の退職年金制度について調査をし、研究をして、積極的に意見を申し述べられるというお考へがあるのかどうかということを、これから問題として伺つておきます。

○政府委員(佐藤達夫君) おつしやりますとおりに、従来も無闇心ではおりませんでしめたけど、いまのおことばによつて、さらにわれわれとしてはその辺に力を入れて調査研究を進めてまいりたいと思つております。

○鶴園哲夫君 私は、公務員共済組合制度の中にこれは改めるべきものが多くあると思っているんです。そういうものについて、いまここでどういふことは言いませんけれども、改めるべきものがあると思っております。ですから、これはやはり人事院としても調査をされて、研究をされて、そして適当な機会というものは来年だと思ひますけれども、これはやはり積極的に意見を申し述べてもらいたい、国会に対しても意見を申し述べてもらいたいと私は思つております。したがつて、その点をひとつ要望いたします。

いままで人事院としまして、民間の年金制度を調査されたことがありますかどうか伺いたいと思います。

○政府委員(尾崎朝夷君) 民間の年金制度につきましては、いわゆる厚生年金が一つの大きな柱に

なつてゐるわけじきりますが、それ以外に厚生年金の一環としまして調整年金等もございますけれども、企業でやつてゐる年金がござります。そういうものにつきましては、先般退職手当の改正が総理府のほうから提案をされたわけじきますが、それども、それと関連いたしまして民間の調査をさしていただきました。その結果といたしまして、企業独自で行なつてゐる年金制度を持つてゐる会社は、会社の規模百人以上におきましては三・二%ございました。この企業年金は、退職金と年金との選択を認める、そいつたものは除外をいたしまして、厳格な意味での年金といったようなものについて調査したものでござります。

○鶴園哲夫君 これは何年ですか。四十六年です。

○政府委員(尾崎朝夷君) 四十六年末でござります。

○鶴園哲夫君 そうすると、人事院としまして、民間の厚生年金と、いま局長のおつしやつた百人以上の規模のところで厳密な意味の私的年金、企業年金ですね、退職金あるいは年金の選択をするのは省いてあるとおつしやるんですが、相当な比重だと思ひます。そりしますと、公的年金である厚生年金とそういう私的な企業年金と合わせた場合に、公務員の一体退職年金とどういうような関係があるのかという点等についての検討をなさつていらっしゃるんですね。

○政府委員(尾崎朝夷君) 企業におけるそういう退職年金の種類といふのはいろいろでございまして、退職金の一時金払いを少し減らしてそちらのほうを十年ぐらいでやつしていくとか、いろんなケースがござります。その中でいわばほんとうの意味の年金と申しますが、どのようなものとしましては、厚生年金の一環としましてのいわゆる調整年金ということで、その関係につきましては公務員の共済組合における給付水準といつたものと均衡のとれたところが行なわれてゐる、大体そういう感じで見ております。

○鶴園哲夫君 これは大蔵省に伺いたいんですけ

れども、今度厚生年金が御承知のよくな形で改定になるということで法案が出ておるわけです。あとの法案によりますといふと、公務員の共済年金とどういう関係になつてくるのか、逆転する点はないのかということについてちょっと伺いたいのです。

○政府委員(辻敏一君) 今回の改正によりまして、厚生年金保険の加入者、加入期間二十七年の者の年金額は五万円といふことで、政府といたしまして御提案申し上げたわけでござります。一方、国家公務員共済組合の年金とつてみますと、四十七年度の退職者、これは連合会の一般職員でございますが、その退職年金の平均額は約六万四千円でござります。したがいまして、給付の水準といましては、共済年金のほうがかなり高くなつてゐるわけじきります。

それからもう一つ、御承知のようすに、支給の開始年齢が違つたわけでございまして、国家公務員共済組合では五十五歳から年金の支給を受けることができる。厚生年金では六十歳でござります。そこに五年間の開きがあるわけじきりますので、毎月の年金額そのものも高いし、もう期間も長いましても六割から七割程度ではなかろうかと、そういうふうに考えておるわけじきります。

○鶴園哲夫君 そこで、人事院に先ほどお伺いしましたように、企業年金という問題もありました。これが合算されて論議をされ、また指數がはじき出されております。日本の場合にも、これは当然こういう面も考えていかなければなりませんが、これは厚生省として、あるいはどこかわかりませんが、そういうような調査もやつてゐらっしゃるわけですか。いわゆる厚生年金と企業年金とをプラスした年金についての調査、そういうものは行なわれていらっしゃるわけですか。これは人事院の所管でしょ、人事院がしなきやな

らぬことでしょう。——それじゃ、これはこれだけになります。

そこで、次に問題変わりまして、この間旅費法を審議しますときに、私は旅費法の所管といふものを、これを総理府にお移しになつたらどうかといふのかということについてちょっと伺いたいのです。

大臣は、いま一番大きな理由といたしましては、これは旅費といふのは実費弁償をたてまえにしているから、旅費法は大蔵省で所管をするのがよろしいというお話だつたわけです。私はそのときも申し上げたのですが、なるほど実費弁償になつているけれども、しかし、旅費法ができましてから二十数年になりますが、その間どうも五年に一ペん、あるいは六年に一ペん、最近は少しくなりまして四年に一ペん、今度は三年に一ペんでしたかね、という形の改定になつてきてる。ですから、どうもやはり金を支出する当局は旅費法の改定について積極性がないと言える。そのため実費弁償そのものの崩壊している面もたびたび今まであつたわけです。そういう意味で私は、これは旅費法をそのときの経済情勢等にすみやかに適応させていく、そして実費弁償といふものをしていくといためには、これは総理府において積極的に改正をつとめたわけです。そういう意味で私は、これは旅費法をそのときの経済情勢等にすみやかに適応させていくわけなんです。今度は共済組合法について、これを大蔵省の所管から人事局につきまして、これを大蔵省の所管から人事局に、総理府にお移しになつたらどうか。総理府総務長官いなくなつましたね。総務長官がいなければ困りますね。総務長官の意見も聞かなければなりません。——これはまた旅費法とは違いますし、公務員制度のやはり重要な一環でありますし、総理府の中で公務員制度を取り扱つておりますし、さらにつきまして、これはやはり積極的に改定をしていかないかといふふうになりますと、旅費法以上に、この問題は財政局の所管になつてゐるということは、大きなやることはありますね。したがいまして、この共済組合法

の運営というものも総理府にお移しになつたらどうか。そして、先ほど来私が人事院総裁にも申し上げておりますように、国公法の百八条によつて、人事院は退職年金について調査研究をして政

府並びに国会に対し意見を申し出るということになりますから、そういう相関関係の中で

始めましたので最後までしゃべりましたです

この間旅費法の所管の問題を出しましたですね。きょうはこの共済組合の所管について、これは公務員制度の一環として総合的に人事局に所管を移したほうがよくなはないか。そして国家公務員法の百八条にありますように、人事院の調査研究、そして意見の申し出という形で改定をしていく。こういうことを申し上げておるわけです。どうも私は問題があると思うが、こういうことを申し上げておるわけです。どうも財政当局が持つておりますと、積極的に改定していくことについてやつぱり私は問題があると思う。金を握つておるほうですから、積極的に改定していくということについては、旅費法の例もありますけれども、どうも私は問題がある。なお、國家公務員を全般的に所管しているものとして総理府があるわけですから、そこに持つていかれたたらどうか、こういう意見です。

それぞれひとつ大蔵大臣の御答弁もいただきましたけれども、どうも私は問題がある。なお、国家公務員を全般的に所管しているものとして総理府があるわけですが、それほど大蔵大臣の御答弁もいただきたい。

○國務大臣(坪川信三君) いま御指摘になりました問題につきましては、いろいろと論議、また、そうした意見のあることも十分承知いたしておるのですが、退職手当のようすに国の一方的負担による給付でないこと、あるいは総合調整といふ見地からも特に問題があるといふことが認め

思うのでござります。總理府といたしましては一生懸命その作業に努力中であり、大体のめども立ちつつありますので、そうした点は統計局長から答弁させます。

○政府委員(加藤泰守君) 具体的なスケジュールを申し上げます。

人事院から民間の調査表が私のほうに持ち込まれたのが六月の二十八日でございます。六月の二十八日から今日までいろいろな準備をいたしました。本日三日からコンピューターに入れまして、本日三日から民間の調査表が私のほうに持ち込まれて集計業務を開始しております。人事院のほうからの御要望に従いまして、第一次、第二次、第三次、第四次というよろしい、その必要に応じまして集計を区分しておりますけれども、そのうちの基本的なものとなると思われます第一次につきましては、大体十日ごろには人事院にお渡しできると思います。第二次の集計も大体それに従つておくれる程度でお渡しできるのではないことはないかと思ひます。あと第三次集計あるいは第四次集計につきましては、人事院の御要望を考えておりますけれども、これを全部集計をいたしますと十八日までかかると思ひます。先ほど総務長官からお話をありましたように、三日から十日までの間相当オーバータイムをしてこの集計に主力を注いでおりますので、基本的な線はいま申し上げましたような予定で大体完了できるだらうというふうに思つております。

以上でござります。

○政府委員(佐藤達夫君) 例年八月半ばといふ妙なときに勧告をしてというお話をございますが、これは前回も詳しく述べを御説明いたしましたところです。民間給与というものの調査を厳正に精密に行つておる以上はどうしてもそういう期になると、一口に言えばそういうことでござります。しかし、ただいま統計局長、総務長官からもお話をありましたように、集計を急いでいただきたいといふことになれば、それはまたそれだけわれわれとしても仕事を早めることができるわけでござります。その意味で、この間もこれは申し上げました

が、われわれはできるだけ早く勧告を申し上げ

て、あとは内閣なり国会なりにひとつバトンを

まわします。ひとつのバトンをまわすことでござりますので、いろいろお話を承らなくても、むしろ進んでそれだけの努力をして、むしろこちらか

渡したい、この気持ちは今日も変わつております。総裁のではちょっとばかりわからぬ。恩だめだ。総裁のではちょっとばかりわからぬ。恩

○鶴園哲夫君 局長、ちょっとばかり補足説明してもらいたいですね。局長、補足することはないですか。ちょっとでなくたつぱり補足しなければなりません。

○鶴園哲夫君 組合長みたいにきちっと申

りでござりますが、事務当局といったように、た

は、いま統計局長がおっしゃいましたように、た

おりでござりますが、事務当局といたしまして

は、いま統計局にスピードアップをお願いをいたし

ておきました。無理を申し上げておるわけござ

りますが、統計局から七月十日に集計表をちょう

だいたいしまして、さらに從来統計局にやつてい

た、ただきました公務員のほうの実績がござりますの

で、それと比較してやるということを私どものほ

うでやつていくわけでござります。それからもう一

つは、統計局のほうに直接お願いいたしません

で、簡単なものは私のほうで集計するといふもの

もござります。それは現在人集めを一生懸命やつ

ておるところございまして、そういうアルバイ

トを使いまして集計をするということです。その両

方を合わせまして、さらに振り分けの作業をして

いくといふことをやるわけでござります。そ

うことで從来七月の終わりから八月の初めのほう

にかけて作業を詰めてまいりまして八月中

旬に勧告をするということをやつておるわけでござりますが、ことしは御趣旨の点もござりますの

なときにも詳しく述べを御説明いたしましたと

おりで、民間給与といふものの調査を厳正に精密

にやつておる以上はどうしてもそういう期にな

る、一つに言えばそういうことでござります。し

かし、ただいま統計局長、総務長官からもお話が

ありましたように、集計を急いでいただきたいとい

ふことになれば、それはまたそれだけわれわれとし

ても仕事を早めることができるのでござります。その意味で、この間もこれは申し上げました

が、基本的に思われるものが十日に出てくるとい

うことになりますれば、これは人事院として私は

馬力をかけてやればやれるのじゃないかと思うんです。

されども、その前に、この間も私申し上げま

したけれども、直ちに必要なものを、どうしても

必要なものを、それはあとでやつてもいいものは

あとに回してしまう。大体いますれば、いまやらなければならぬものも、あとでやってもいい

もの、差しつかえのないものも一緒にになってやつ

ておる、勧告をされておる、いろいろの説明も全

部くついておるという用意周到な勧告をやって

いるわけですね。だから、勧告と同時に説明もし

なればならないから、たいへんな用意周到な勧

告をやつてしまましたが、いまやそいう時

期ではないわけで、そんなものはあとに延ばして

もらう、省略できるものほどどんどん省略してもら

うという形でやってもらいませんというと、私の

申し上げたような形にはなりにくいではない

か。せっかくいま統計局長のお話もありましたよ

う、御無理をおかけしておるようですが、けれど

も、ぜひともこの上ともよろしく御協力をお願ひ

したいと思います。あと残った、人事院のほう

で、私が先ほど申し上げたようなことをやつてい

ただければ、私は国会の開会中に勧告ができるので

申し上げたよな形にはなりにくいではない

か。せっかくいま統計局長のお話もありましたよ

う、御無理をおかけしておるようですが、けれど

も、ぜひともこの上ともよろしく御協力をお願ひ

したいと思います。あと残った、人事院のほう

で、私が先ほど申し上げたよなことをやつてい

ただければ、私は国会の開会中に勧告ができるので

申し上げたよな形にはなりにくいではない

か。せっかくいま統計局長のお話もありましたよ

う、御無理をおかけしておるようですが、けれど

も、ぜひともこの上ともよろしく御協力をお願ひ

したいと思います。あと残った、人事院のほう

で、私が先ほど申し上げたよなことをやつてい

ただければ、私は国会の開会中に勧告ができるので

申し上げたよな形にはなりにくいではない

か。せっかくいま統計局長のお話もありましたよ

○政府委員(佐藤達夫君) 手がたいお答えを申

しますからといって、意欲がないといろ

うことです。いろいろお話を承らなくても、むし

ろ進んでそれだけの努力をして、むしろこちらか

らどうぞよろしくお願ひしますというふうに申

います。馬力をかけてやればやれるのじゃないかと思うんです。

かし、何ぶんこれは数字との戦争の話になります

ので、たとえば十日にいただく資料にしても、ト

ラック何まいといた資料を十日にいただくわけな

りますから。それをどうこなすかといいう

んでござりますから、それをどうこなすかといいう

点については、どうしてもやはりこれは機械的の

困難性はあります。あります。しかし、われわれの基本的な心がまさにいま申しましたよな心

がまえで、できるだけのことをしてみようとい

うことありますので、またその節はその節とし

てよくろしくお願ひをしたいと思います。

○鶴園哲夫君 いまこれは大藏大臣、この問題が

しまつちゅう、毎年問題になるわけなんです。勧

告の時期のころ、そして給与法が国会に出ますこ

と、しまつちゅう問題になりますから、公務員と

りましてもたいへん大きな問題になつておるわけ

です。先ほども私が申し上げましたように、一ヵ

月単位の給与を九ヵ月もあとに支払うわけですか

ら、これはとても何ともならぬといいうへんな

状態になつてきておるわけですね。そこで国会と

内閣に対して勧告をするんだから、少なくとも國

会の開会中にやる、勧告する、そういう積極的な

努力をすることによってこの問題について、この

公務員の給与の問題について、政府も国会もこれ

を受けてすみやかに解決するという努力をすべき

だ。だと私は思つておるわけなんです。

もう一つの問題は、これは昨年から具体的に問

題になつておるんですけども、何か概算払いの

ようなものはないのかといいう話もあるわけです。

こういう問題を申し上げることは、この問題の

解決にはいろんな方面から努力をしていく必要が

あります。

あると思っておりますので、国会も努力をしなきゃならぬ、人事院も努力をしなきゃならぬ、政府も努力をしなきゃならぬが、大蔵省としても、大蔵大臣としても努力をしてもらわなきゃならぬ点がある。あらゆる面から努力をしなきゃならぬと思っておるものですから、大蔵大臣に以下ひとつお尋ねをしたいわけです。

去年、当時の総理府総務長官が九ヶ月もあとで支払うということじゃなくて、何か途中で概算払いかなんとか何かそういう方法はないものか検討したいということとも発言があつたわけなんです。從来、金を持っております大蔵省は非常に慎重なんですね。私は先ほどから其済組合の所管を総理府に移せということを言つておりますが、給与の問題について私は何回かにわたつて、何十回かにわたつてこの内閣委員会で論争してきました。ですから、四月一日実施するためには、とにかく給与予算を組んでおいてくれ、五%でも何でも組んでおいてくれといふ論争が何年続いたか。大蔵省はそのたびに断つたです。それはできないと言ふんです。いや、国鉄なりその他にあっては退職金の中に組んであるじゃないか、給与の中に組んであるじゃないか、あるいは予備費の中に組んであるじゃないか。だから予備費の中に組むわけにいかないのかといふ論議もしました。しかし、長年論議しましただけれども、何とかなんとか言つてたいへん長いことがかりましたけれども、いま御承知のように、給与予算というものが五%でも組めるということになりましたし、御努力によつてなつてきたのです。あるいは予備費の中にも考えていただくといふようなことになつてきました。ここで最後に残つておるとなつてきました。そこで言つても何でしようが、事務的にいろいろな問題もあるのでしようけれども、主計局次長は給与の関係についても非常な練達の士だから、そういう意味で何か事務的でもいいですが、考えをお伺いしても何でしようが、事務的にいろいろな問題もあるのでしようけれども、主計局次長は

お聞きしたいと思いますですね。

○國務大臣(愛知揆一君) 事務的にいろいろ考え方もあると思いますが、私もこれは年来関心を持つておる一人でござります。当委員会でも私見を申し上げたことがあるかと思ひますけれども、一番根本的にいえば、ある年度で――これは私見でございますから、それを前提でお聞き取り願ひます。

去年度は、一度人事院勧告をして、たゞ一度の勧告に基づいて予算を組むことができればこれ

はもう完ぺきにいくと思ひます。しかし、これはまたいろいろの難点もございましょう。また、非常によい勧告をつくつていただきといったら、もう一度難点があると思ひますけれども、予算編成のときに間に合うような勧告がいただければ、

これはわれわれの立場からいえば完ぺきでござります。ですから、たとえは、ことしに例をとつて、八月に一度勧告をしていただき、そらして予算編成のぎりぎりのときに、その状況によっても一度勧告をしていただくということになれば、来年度は四月一日からはつきり予算の上からいえは一〇〇%にこれが実施できるということになります。これは私見でもあり、一つの考え方、しかし、これにはいろいろの難点があろうかと思いますが、そういう考え方もあると思ひます。

午後四時三十一分散会

と申しますが、そういうたてまえもござりますし、財政会計制度の面からくる制約なりたてます

もございますので、なかなかむずかしい問題があつたから申じております。

○鶴園哲夫君 今まで大臣が御答弁になりまして、それから辻さんのほうからもお話をございましたが、そういうことで、同じような意味でございましたが、二度人事院勧告をして、たゞ一度の問題も長年やつたわけです。で、ああいうことになつてきたわけですから、前進をしてきたわけですから、したがつて、私は今まで大臣が御答弁になり、政府委員のほうから御答弁になつた問題について、なおこれは解決の方法はあるはずだというふうに思ひます。今までたびたび、田中角栄さんの大蔵大臣のときでしたね。そんなことはできないと言つてさかんに突っぱねたです。それができるようになつた。だから、やりようによつてはこれはできていくのだと思ひますけれども、一応これは当面の措置としては、いま当面の措置としてはこれはちょっとどうにありますと、どうもこれは總裁、やはり人事院に歸つたです。それができるようになつた。だから、やりようによつてはこれはできていくのだと思ひますけれども、一応これは当面の措置としては、いま当面の措置としてはこれはちょっとどうにありますと、どうもこれは總裁、やはり人事院に歸つてこなければいけないです。さらに総理府総務長官、統計局長にさらに一そくの御協力をいただいて、長年問題になつておることを、すみやかに解決していく突破口といいますか、重大な契機をぜひひとつ今度の勧告でつくつてもらいたい

ということを、重ねてひとつ總裁とそれから總務長官に要望をいたしまして、この問題について終わりたいと思います。

○委員長(高田浩運君) 三案に対する本日の審査はこの程度にとどめます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時三十一分散会

六月二十九日本委員会に左の案件を付託された。
（予備審査のための付託は六月十五日）
一、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案

（予備審査のための付託は二月二十日）
一、昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

（予備審査のための付託は三月二十日）
一、昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

（昭和四八年度における特別措置法による退職年金等の額の改定）
（昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案）
第一条 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。
第一条の五の次に次の二条を加える。

（昭和四八年度における特別措置法による退職年金等の額の改定）

（小字及び一は衆議院修正の部分）

第三条 昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案
（昭和四十二年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。
第一条の五の次に次の二条を加える。

（昭和四八年度における特別措置法による退職年金等の額の改定）
（昭和四八年度における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律（昭和四十二年法律第二百四号）の一部を改正する法律案）
第一条の六 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四八年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつてある別表第一の七の仮定俸給（同条第二項又は第三項若しくは第四項の規定によりそれぞれ同条第二項各号又は第三項各号に掲げる金額をもつて改定年金額とした

年金及び同条第五項において準用する第一条第六項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、前条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の八の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金に相当する年金)で、七十歳以上の者又は旧法の規定による退職年金に相当する年金(その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金)を受ける最短年年限に達している年金に限る。次項において同じ。)で、七十歳以上の者又は旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものに対する前項の規定の適用については、同項中「別表第一の八の八の仮定俸給」とあるのは、「別表第一」の八の仮定俸給の四段階上位の仮定俸給(同表の仮定俸給の額(以下この項において「基準俸給額」という。)が十九万二千八百八十円未満で同表に掲げる額に合致しないものにあっては同表に掲げる仮定俸給の額のうち、基準俸給額の直近下位の額の四段階上位の額をこえ、基準俸給額の直近上位の額をこえない範囲内において大蔵省令で定める額とし、基準俸給額が十九万二千八百八十円をこえるものにあっては基準俸給額に二十一万四千二百五十円を十九万二千八百八十円で除して得た割合を乗じて得た額とする。)とする。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

3 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳に達したとき(旧法の規定による退族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。)は、その達した日の属する月の翌月分以後、前項の規定に準じてその額を改定する。

4 第一条第六項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。第二条第五項中及び次条第四項を、次条第四項及び第二条の六第五項に改める。

5 第一条第六項の規定は、前三項の規定による退族年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、前項第一号に掲げる額に配偶者である扶養親族については二万八千八百円、配偶者以外の扶養親族については一人につき四千八百円(そのうち二人までは、一人につき九千六百円)をえた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

6 第一条第六項の規定は、第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について、第三条第六項の規定は、第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳に達した場合(退族年金又は障害遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達した場合を除く。)について、それぞれ準用する。

7 第二条の五の次に次の二条を加える。

(昭和四十八年度における特別措置法による公務傷病年金等の額の改定)

第二条の六 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十八年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつて別表第一の七の仮定俸給(同条第二項の規定により同項第一号の金額をもつて改定年金額とした年金及び同条第三項の規定により同項において読み替えられた同条第二項第二号又は第三号に掲げる金額をもつて改定年金額とした年金並びに同条第四項において準用する第一条第六項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金について、その額は、前条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定

の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の八の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の八」と読み替えるものとする。

2 第一条の六第二項の規定は、前項の規定の適用を受ける年金(その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退族年金に相当する年金)に達している年年限に達している年金に限る。次項において同じ。)で、七十歳以上の者又は旧法の規定による退族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものに対する前項の規定について準用する。

3 次項各号に掲げる年金については、前項の規定の適用を受けて改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十八年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。

一 障害年金 別表第四の八に定める障害の等級に対応する年金額(障害の等級が一級又は二級に該当するものにあっては、七万二千円を加えた額)

二 殉職年金 二十九万六千百円

三 障害遺族年金 前号に掲げる額の十分の七・五に相当する額

4 障害年金を受ける権利を有する者に扶養親族がある場合には、前項第一号に掲げる額に配偶者である扶養親族については二万八千八百円、配偶者以外の扶養親族については一人につき四千八百円(そのうち二人までは、一人につき九千六百円)をえた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

5 殉職年金を受ける権利を有する者に扶養遺族がある場合には、第三項第二号に掲げる額に次に掲げる額をえた額を同号に掲げる額として、同項の規定を適用する。

一 扶養遺族が一人である場合 九千六百円

二 扶養遺族が二人以上である場合 一万四千四百円

6 第一条第六項の規定は、第一項又は第二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について、第三条第六項の規定は、第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳に達した場合(退族年金又は障害遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達した場合を除く。)について、それぞれ準用する。

7 第二条の五の次に次の二条を加える。

(昭和四十八年度における旧法による年金の額の改定)

第三条の六 第一条の六の規定は、前条の規定の適用を受ける年金(第三条第一項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。)の額の改定について、第二条の六の規定は、前条の規定の適用を受ける年金(第三条第二項の規定の適用を受ける年金に係るものに限る。)の額の改定について、それぞれ準用する。

8 第一条第一項中及び第五条の五を、「第五条の五及び第六条」に改め、同条第五項中「及び第五条の五第三項」を、「第五条の五第三項及び第六条第二項」に改める。

9 第四条の五の次に次の二条を加える。

(昭和四十八年度における昭和三十五年三月以前の新法による年金の額の改定)

第四条の六 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十八年十月分以後、その額を、同項の規定により第四条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額

若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額に一・二三四を乗じて得た額（その額のうち仮定新法の俸給年額に係るもののが二百六十四万円をこえる場合には、当該俸給年額については、二百六十四万円）をそれぞれ同項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 前項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が当該退職年金について、十年に達している年金に限る。）で七十歳以上の者又は遺族年金が生じた遺族年金については、十年に達している年金に限る。）で七十歳以上の者又は遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものに対する同項の規定の適用については、同項中「みなされた額」とあるのは、「みなされた額に恩給法等の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第一号）附則第三条第一項の規定を参照して政令で定める額を加えた額」とする。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

3 前二項の規定は、前条第三項の規定は、第一項又は前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

4 第一条第六項及び第一条の六第三項の規定は、第一項又は前項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

第五条の五第一項中「以下この条の下に」及び次条第一項を加え、同条第三項中「遺族年金」の下に「（次条第二項において「昭和四十五年三月三十一日以前の衛視等の年金」といふ。）」を加え、同条第六項中「遺族年金」の下に「（以下「復帰前の沖縄の年金」といふ。）」を加える。

第七条中「第五条の五」を「第七条」に改め、同条を第九条とする。

第六条第一号中「第三条の五」を「第三条の六」に改め、同条を第八条とし、同条の前に次の三条を加える。

（昭和四十八年度における昭和四十五年三月以前の新法による年金等の額の改定）

第五条の六 昭和四十五年三月三十一日以前の年金で昭和四十八年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、前条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となつた第五条第一項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなされた額に一・二三四を乗じて得た額（その額のうち仮定新法の俸給年額に係るもののが二百六十四万円をこえる場合には、当該俸給年額については、二百六十四万円）をそれぞれ同項各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 前項の規定は、昭和四十五年三月三十一日以前の衛視等の年金で、昭和四十八年九月三十日ににおいて現に支給されているものについて準用する。

3 第四条の六第二項及び第四項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

4 昭和四十五年三月三十一日以前に給付事由が生じた復帰前の沖縄の年金で、昭和四十八年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、前三項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

（昭和四十八年度における昭和四十五年四月以後の新法による年金の額の改定）

第六条 昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に新法の退職をした組合員（次項の規定の適用を受ける者を除く。）に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、廃疾年金

年金又は遺族年金で、昭和四十八年九月三十日において現に支給されているものについては、同年十月分以後、その額を、次の各号に掲げる仮定新法の俸給年額又は仮定恩給法の俸給年額若しくは仮定旧法の俸給年額をそれぞれ新法第四十二条第二項若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額若しくは旧法の俸給年額をそれぞれ新法第四十二条第二項若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額をそれぞれ新法第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額若しくは新法の俸給年額又は恩給法の俸給年額をそれぞれ新法第十九号又は同項第十七号若しくは第十八号に規定する俸給年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。

1 仮定新法の俸給年額 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じそれ イ又はロに掲げる額（その額が二百六十四万円をこえる場合には、二百六十四万円）をいう。

イ 昭和四十五年四月一日から昭和四十六年三月三十一日までの間に新法の退職をした者（その額が二百六十四万円をこえる場合には、二百六十四万円）をいう。

イ 1 仮定新法の俸給年額 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じそれ イ又はロに掲げる額（その額が二百六十四万円をこえる場合には、二百六十四万円）をいう。

イ 2 仮定新法の俸給年額又は仮定旧法の俸給年額 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じそれ イ又はロに掲げる額（その額が二百六十四万円をこえる場合には、二百六十四万円）をいう。

ロ 昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に新法の退職をした者（その者に係る当該年金の額（その年金の額について最低保障規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額。次号ロにおいて同じ。）の計算の基礎となつた新法の俸給年額に一・一〇五を乗じて得た額）

二 仮定恩給法の俸給年額又は仮定旧法の俸給年額 次のイ又はロに掲げる者の区分に応じそれ イ又はロに掲げる額をいう。

イ 昭和四十五年四月一日から昭和四十六年三月三十一日までの間に新法の退職をした者（その者に係る当該年金の額（その年金の額について最低保障規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額。次号ロにおいて同じ。）の計算の基礎となつた新法の俸給年額に一・二三四を乗じて得た額）

ロ 昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に新法の退職をした者（その者に係る当該年金の額（その年金の額について最低保障規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額。次号ロにおいて同じ。）の計算の基礎となつた新法の俸給年額に一・二三四を乗じて得た額）

三 第四条の六第二項及び第四項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

4 昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に新法の退職をした者（その者に係る当該年金の額（その年金の額について最低保障規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額。次号ロにおいて同じ。）の計算の基礎となつた新法の俸給年額に一・一〇五を乗じて得た額）

5 第四条の六第二項及び第四項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

6 昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に新法の退職をした者（その者に係る当該年金の額（その年金の額について最低保障規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額。次号ロにおいて同じ。）の計算の基礎となつた新法の俸給年額に一・一〇五を乗じて得た額）

7 第四条の六第二項及び第四項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

8 第四条の六第二項及び第四項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

9 第四条の六第二項及び第四項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

10 第四条の六第二項及び第四項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

11 第四条の六第二項及び第四項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

12 第四条の六第二項及び第四項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

13 第四条の六第二項及び第四項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

14 第四条の六第二項及び第四項の規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

以後、その額を、前三項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

(昭和四十八年度における通算退職年金の額の改定)

第七条 昭和四十七年三月三十一日以前に新法の退職をした組合員に係る新法の規定による通算退職年金で、昭和四十八年十月三十一日において現に支給されているものについては、同年十一月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数を乗じて得た額に改定する。

一 二十二万八百円

二 通算退職年金の仮定俸給（当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた新法の俸給に十二を乗じて得た額を基礎として、当該通算退職年金を退職年金とみなしてこの法律及び昭和四十年法律第二号の規定によりその年金額を改定するものとした場合にその改定年金額の算定の基礎となるべき新法の俸給年額を求め、その俸給年額を十二で除して得た額をいろ。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2 前項の場合において、その者に係る第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額をこえるときは、同項の通算退職年金については、同項の規定にかかわらず、昭和四十八年十一月分以後、その額を、第二号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合を同項の規定の例により算定した額に乗じて得た額に改定する。

一 前項第二号に規定する通算退職年金の仮定俸給を三十で除して得た額に、組合員期間に応じ新法別表第二に定める日数を乗じて得た金額

二 前項に定める通算退職年金の額に、退職の日における年齢に応じ新法別表第一の二に定める率を乗じて得た金額

3 新法第七十九条の二第五項の規定に該当する通算退職年金については、同項の合算額のうちの一額に係る年金ことに前二項の規定の例により算定した額の合算額をもつてこれらの規定に定める通算退職年金の額とする。

4 施行法第五十一条の五第二項の規定により支給される通算退職年金のうち昭和四十七年三月三十一日以前に給付事由が生じた年金で、昭和四十八年十月三十一日において現に支給されているものについては、同年十一月分以後、その額を、前三項の規定の例に準じ、政令で定めるところにより改定する。

別表第一の七の次に次の二表を加える。

別表第一の八

別表第一の七の仮定俸給	仮定俸給
一六、四九〇	二〇、三四〇
一六、九四〇	二〇、九二〇
一七、三四〇	二一、四〇〇
一七、九〇〇	二三、〇九〇
一八、二四〇	二三、五一〇
一八、八七〇	二三、二九〇
一九、八〇〇	二四、四三〇
二〇、七五〇	二五、六一〇
二一、六九〇	二六、七七〇
二二、六六〇	二七、九六〇
二三、六一〇	二九、一三〇
二四、五九〇	三〇、三三〇
二五、一九〇	三一、〇八〇
二五、八〇〇	三一、八三〇
二六、五一〇	三三、七一〇
二七、五〇〇	三三、九四〇
二八、三七〇	三五、〇一〇
二九、一八〇	三六、〇〇〇
二九、二八〇	三七、二二〇
三〇、二五〇	三八、四三〇
三一、一四〇	三九、七六〇
三一、二九〇	四一、〇九〇
三二、二九〇	四二、七六〇
三三、二九〇	四三、八一〇
三四、六六〇	四四、一〇〇
三四、五六〇	四五、一八〇
三五、五六〇	四六、四九〇
三六、六一〇	四九、一四〇
三七、六八〇	五一、八七〇
三八、三八〇	五四、五七〇
三九、四〇〇	五七、五四〇
四〇、三八〇	五九、〇六〇
四一、二九〇	六〇、五一〇
四二、〇四〇	六二、五八〇

五四、七〇〇

五六、〇〇〇

五七、四七〇

六〇、三五〇

六三、二三〇

六六、三七〇

六九、七六〇

七三、一三〇

七五、一九〇

七八、二一〇

八一、一三〇

八五、四二〇

八六、二四〇

八九、五〇〇

九三、六二〇

九七、七二〇

一〇一、八〇〇

一〇四、三六〇

一〇七、一二〇

一〇二、四〇〇

一〇七、七四〇

一一七、七四〇

一一〇、七七〇

一二〇、四三〇

一二三、〇四〇

一二八、三四〇

一二九、七四〇

一二〇、七九〇

一二一、八一〇

一二三、一八〇

一二四、一八〇

一二五、一七〇

一二六、一七〇

一二七、八五〇

一二八、一七〇

一二九、七〇〇

六三、八〇〇

六七、三四〇

六九、〇九〇

七〇、九三〇

七八、〇三〇

七八、九六〇

八一、九一〇

八六、〇八〇

九〇、二三〇

九二、七八〇

九五、二八〇

一〇〇、三四〇

一〇五、四一〇

一〇六、四一〇

一一〇、四四〇

一一五、五三〇

一一〇、四四〇円をこえ一・一五、五三〇円以下のもの

一一〇、四四〇円をこえ一・一〇、四四〇円以下のもの

一一〇、四四〇円をこえ一・〇六、四一〇円以下のもの

一一〇、九三〇円をこえ七四、四六〇円以下のもの

一一〇、八〇〇円をこえ七〇、九三〇円以下のもの

一一〇、八七〇円をこえ六三、八〇〇円以下のもの

一一〇、八四〇円をこえ五、八七〇円以下のもの

一一〇、八四〇円をこえ四九、八四〇円以下のもの

一一〇、八三〇円をこえ四六、四九〇円以下のもの

一一〇、八三〇円をこえ四五、一八〇円以下のもの

一一〇、八三〇円をこえ三八、四三〇円以下のもの

一一〇、八三〇円をこえ三八、四三〇円以下のもの

一一〇、八三〇円をこえ三八、四三〇円以下のもの

一一〇、八三〇円をこえ三八、四三〇円以下のもの

一一〇、八三〇円をこえ三三、九四〇円以下のもの

一一〇、八三〇円をこえ三三、七一〇円以下のもの

一一〇、八三〇円をこえ三三、七一〇円以下のもの

一一〇、八三〇円をこえ三九、一三〇円以下のもの

一一〇、八三〇円をこえ三九、一三〇円以下のもの

別表第四の八次に次の表を加える。

別表第四の八

別表第三の八
別表第一の八の下欄に掲げる仮定俸給

率

一三三・〇割

一三三・八割

一四・五割

一四・八割

一五・〇割

一五・五割

一六・一割

一六・九割

一七・四割

一七・八割

一九・〇割

一九・三割

一九・八割

二九・二割

二九・九割

三一・九割

三一・七割

三一・〇割

三一・四割

三一・五割

三一・四割

三一・三割

三一・二割

三一・一割

三一・〇割

三一・〇割

備考 年金額の算定の基礎となつてゐる別表第一の七の仮定俸給の額がこの表に記載された額に合致しないものについては、昭和四十七年三月三十一日以前に退職（在職中死亡）の場合の死亡を含む。以下同じ。した者に係る場合にあつては、その仮定俸給の額に一・二三四（昭和四十六年四月一日以後に退職した者に係る場合にあつては、一・一〇五）を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）を、昭和四十七年四月一日以後に退職をした者に係る場合にあつては、その仮定俸給の額をそれぞれこの表の仮定俸給とする。

一七三、六三〇 一一四、二五〇

障害の等級	年金額
一級	一、二八三、〇〇〇円
二級	一、〇三九、〇〇〇円
三級	八三四、〇〇〇円
四級	六二九、〇〇〇円
五級	四八八、〇〇〇円
六級	三七二、〇〇〇円

備考

別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考二中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「六」一九、〇〇〇円」と、「一一一、〇〇〇円」とあるのは「七三一、五〇〇円」と読み替えるものとする。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第二条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第百二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「・第二条」を「第一条」に、「第九十三条の二」を「第九十三条」に改める。

第三条第一項第三号を次のように改める。

三 遺族 次に掲げる者をいう。

イ 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合員であつた者の死亡の当時主としてその収入により生計を維持していたもの

ロ 組合員である期間(以下「組合員期間」という。)が十年以上である組合員又は当該組合員であつた者の配偶者(イに掲げる配偶者に該当するものを除く。)

第三十八条第一項中「組合員である期間(以下「組合員期間」という。)を「組合員期間」に改め、同条第三項中「退職一時金又は遺族一時金」を「又は退職一時金」に改める。

第四十三条第一項中「第一条第一項第三号に規定する」を「配偶者、子、父母、孫及び祖父母の」に改める。

第四十五条中「遺族年金又は遺族一時金」を「又は遺族年金」に改める。

第七十二条第一項中第九号を削り、第十号を第九号とする。

第七十六条第二項ただし書中「十五万円」を「三十〇万一千四百円」に改め、同条第三項中「第九十三条の二第一項」を「第九十三条第一項」に改める。

第七十九条の二第三項第一号中「十一万四百円」を「二十万八百円」に改める。

第八十条の二第二項及び第八十三条第五項中「第九十三条の二」を「第九十三条」に改める。

第八十八条第一項第三号中「十年以上」を「一年以上」に改め、同項第四号中「十年」を「一年」に改め、同条第二項及び第三項第二号中「十一万五千二百円」を「二十三万五千二百円」に改める。

第五十三条第二項中「十五万円」を「三十万一千四百円」に改め、同条第三項中「恩給法等の一部を

改め、同条第二項及び第三項第二号中「十一万五千二百円」を「二十三万五千二百円」に改める。

第九十三条を削り、第九十三条の二を第九十三条とする。

第一百条第三項中「十八万五千円」を「二十二万円」に改める。

第一百二十四条の二第二項中「以下第五項において同じ。」を「第五項において同じ。」又は公庫等職員である間に死亡したとき(厚生年金保険法の規定による遺族年金を受ける権利を有するときは除外。同項において同じ。)に改め、同条第五項中「復帰したとき」の下に「及び公庫等職員である間に死亡したとき」を加え、同条に次の一項を加える。

6 復帰希望職員が引き続き当該公庫等職員として在職し、引き続き他の公庫等に係る公庫等職員となつた場合(その者が更に引き続き当該公庫等以外の他の公庫等に係る公庫等職員となつた場合を含む。)における前各項の規定の適用については、その者は、これらの他の公庫等に係る公庫等職員として在職する間、復帰希望職員として在職するものとみなす。

附則第二十条を次のように改める。

(長期給付に要する費用の再計算の特例)

第二十条 連合会加入組合以外の組合に係る第九十九条第一項第二号に規定する費用についての再計算で、同項の規定により昭和四十九年において行なうべきこととなるものは、同項の規定にかかわらず、同年十月一日において行なうものとする。

別表第三中「一八三、六〇〇円」を「一六九、六〇〇円」に、「一五〇、〇〇〇円」を「一一一、六〇〇円」に、「一〇五、六〇〇円」を「一四〇、八〇〇円」に改める。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第三条 国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法(昭和三十三年法律第百二十九号)の一部を次のように改める。

目次中「第三節 遺族一時金に関する経過措置」を「第三節 削除」に改める。

第七条第一項各号列記以外の部分中「又は遺族一時金」を削り、同項第一号中「第四十四条」を「第四十五条」に、「又は第十項」と「第十項又は第十四項」に改め、「同条第十一項」の下に「又は第十二項」を加え、同項第六号中「第五号並びに」及び「及び第四号」を削り、「その後引き続き」を「その後他に就職することなく政令で定める期間内に」に改める。

第九条第四号中「法律第百五十五号附則第四十二条第一項又は第四十三条に規定する外国政府職員又は外国特殊法人職員に係る法人及び同法附則第四十三条の二第一項に規定する外国特殊機関職員に係る特殊機関をい。以下この号において同じ。」に、「当該外国政府又は法人」を「当該外国政府等」に改め、同法第五号を削り、同条第六号を同条第五号とし、同条第七号を同条第六号とする。

第十二条第二項第二号中「附則第十二条第一項」の下に「又は恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第一号)附則第十三条第一項」を加える。

第十三条第二項中「十五万円」を「三十万一千四百円」に改め、同条第三項中「恩給法等の一部を

改め、同条第二項及び第三項第二号中「十一万五千二百円」を「二十三万五千二百円」に改める。

第一百二十一号」という。附則第六条「法律第百五十五号附則第十四条(同法附則第十八条第二項、

第二十三条第六項及び第三十二条において準用する場合を含む。以下この項及び第三十二条の三第二項において同じ。」に、「同条」を「同法附則第十四条」に改める。

第二十九条中「支給し、遺族一時金は、支給しない」を「支給する」に改める。

第三十一条の二の見出し中「十年」を「一年」に改める。

第三十二条の三第一項中「十一万五千二百円」を「^五_四十三万五千二百円」に改め、同条第二項中「六十五歳」を「六十歳」に、「昭和四十一年法律第百二十一号附則第六条」を「法律第百五十五号附則第十四条」に改める。

第三十三条中「二十四万円」を「二十九万六千五百六十円」に、「一人については、七千二百円」を「二千五百六十円」に改める。

第五章第三節を次のように改める。

第三節 削除

第三十四条及び第三十五条 削除

第三十七条を次のように改める。

第三十八条第一項中「第九十三条の二」を「第九十三条」に改める。

第四十五条の三第二項中「十五万円」を「三十万一千六百四百円」に改める。

第四十七条第一項中「支給し、遺族一時金は、支給しない」を「支給する」に改め、同条第二項中「及び第三十四条第二項」を削る。

第五十一条の二第四項第三号中「法律第百五十五号附則第四十二条第一項又は第四十三条に規定する外国政府職員又は外国特殊法人職員に係る外国政府又は法人」を「外国政府等（法律第百五十五号附則第四十二条第一項に規定する外国政府職員に係る外国政府、同法附則第四十三条に規定する外国特殊法人職員に係る法人及び同法附則第四十三条の二第一項に規定する外国特殊機関職員に係る特殊機関をいう。以下この号において同じ。）」に、「当該外国政府又は法人」を「当該外国政府等」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とする。

第五十三条第一号中「遺族年金又は遺族一時金」を「又は遺族年金」に改め、同条第二号中「（第三十六条第一項第一号の規定により遺族に支給される一時金にあつては、新法の規定による遺族一時金）」を削る。

別表中「九五三、一〇〇円」を「一、一六七、八〇〇円」に、「六八一、一〇〇円」を「七五七、八〇〇円」に、「四二三、一〇〇円」を「五〇〇、八〇〇円」に改め、同表の備考一中「三万六千円」を「七万二千円」に改め、同表の備考三中「二万四百円」を「二万八千八百円」に、「一人については、七千二百円」を「二人までは、一人につき九千六百円」に改まる。

（小字及び~~——~~は衆議院修正の部分）

昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案

（昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部改正）

第一条 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律（昭和四十一年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

第一条の五の次に次の二条を加える。

（昭和四十八年度における旧法による退職年金等の額の改定）

第一条の六 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十八年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつている別表第一の七の仮定俸給（同条第五項において準用する第一条第六項の規定により從前の年金額をもつて改定年金額とした年金、前条第二項の規定により同項各号に掲げる金額をもつて改定年金額とした年金又は同条第三項若しくは第四項の規定により同条第三項各号に掲げる金額をもつて改定年金額とした年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給）に対応する別表第一の八の仮定俸給を俸給とみなし、旧法の規定を準用して算定した額に改定する。

2 前条第一項の規定の適用を受ける年金（その年金の額の計算の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が旧法の規定による退職年金に相当する年金を受ける最短年金年限に達している年金に限る。次項において同じ。）で、七十歳以上の者又は旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものに対する前項の規定の適用については、同項中「別表第一の八の仮定俸給」とあるのは、「別表第一の八の仮定俸給の四段階上位の仮定俸給」とする。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

3 第一条第六項の規定は、第一項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。
4 第一項又は前項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が七十歳に達したとき（旧法の規定による遺族年金に相当する年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く）は、その達した日の属する月の翌月分以後、第二項の規定により算み替えて適用する第一項の規定に準じてその額を改定する。

5 第一条第六項の規定は、前項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。
6 第二条の五の次に次の二条を加える。
（昭和四十八年度における旧法による障害年金等の額の改定）
第二条の六 前条第一項の規定の適用を受ける年金については、昭和四十八年十月分以後、その額を、その算定の基礎となつている別表第一の七の仮定俸給（同条第四項において準用する第一条第六項の規定により從前の年金額をもつて改定年金額とした年金又は前条第二項若しくは第三項の規定により改定された年金については、同条第一項の規定により年金額を改定したものとした

場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき仮定俸給)に対応する別表第一の八の仮定俸給を俸給とみなし、第二条第一項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「別表第三」とあるのは、「別表第三の八」と読み替えるものとする。

2 第一条の六第二項の規定は、前条第一項の規定の適用を受ける年金(旧法の規定による退職年金に相当する年金を受けることができた組合員期間を有していた組合員であつた者で、その組合員期間のうち実在職した期間がその退職年金に相当する年金を受ける最短年金年限に達しているものに係る年金に限る。)で、七十歳以上の者又は殉職年金若しくは障害遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものに対し前項の規定を適用する場合について準用する。

3 次の各号に掲げる年金については、前二項の規定により改定された額が当該各号に掲げる額に満たないときは、昭和四十八年十月分以後、その額を当該各号に掲げる額に改定する。
一 障害年金 別表第四の八に定める障害の等級に対応する年金額(障害の等級が一級又は二級に該当するものにあつては、七万二千円を加えた額)

二 殉職年金 二十九万六千円

三 障害遺族年金 前号に掲げる額の十分の七・五に相当する額

4 前項の場合において、障害年金を受ける権利を有する者に扶養親族があるときは、同項第一号に掲げる額に、配偶者である扶養親族については二万八千八百円、配偶者以外の扶養親族については一人につき四千八百円(そのうち二人までは、一人につき九千六百円)を加えた額をその改定する額とする。

5 第三項の場合において、殉職年金を受ける権利を有する者に扶養遺族があるときは、同項第二号に掲げる額に次に掲げる額を加えた額をその改定する額とする。

一 扶養遺族が一人である場合 九千六百円

二 扶養遺族が二人以上である場合 一万四千四百円

6 第一項又は第三項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が七十歳に達したとき(殉職年金又は障害遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときは、そ

の達した日の属する月の翌月分以後、第二項の規定により読み替えて適用する第一項の規定に準じてその額を改定する。

第三条第一項中「死亡」を含む。以下同じ」を「死亡」を含む。以下第三条の六までにおいて同じ」に改める。

(昭和四十八年度における法による退職年金等の額の改定)

第三条の六 昭和四十五年三月三十一日以前に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金については、昭和四十八年十月分以後、その額を、前

条第一項又は第二項の規定により改定された年金額の算定の基礎となつている俸給年額(同条第三項において準用する第一条第六項の規定により従前の年金額をもつて改定年金額とした年金については、前条第一項の規定により年金額を改定したものとした場合において、その改定年金額の算定の基礎となるべき俸給年額)に一・一二三四を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額)を法第十七条第一項に規定する俸給年額とみなし、法の規定を適用して算定した額に改定する。

2 昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間に法の退職をした組合員に係る法の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金については、昭和四十八年十月分以後、その額を、当該組合員の法の退職当時の法第十七条第一項に規定する俸給年額(第三条の四第二項の規定によりその年金額を改定した年金にあつては、同項の規定により俸給年額とみなされた額)に、次の各号に掲げる退職の時期の区分に応じ当該各号に掲げる率を乗じて得た額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額)を法第十七条第一項に規定する(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てて得た額)を法第十七条第一項に規定する俸給年額とみなし、法の規定を適用して算定した額に改定する。

一 昭和四十五年四月一日から昭和四十六年三月三十一日まで 一・一二三四

二 昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日まで 一・一〇五

3 前二項の規定を適用する場合において、その組合員期間のうち実在職した期間(組合員であつた者が船員である組合員であつた期間について法第七十七条第二項の規定の適用があつた場合においては、同項の規定により組合員であつた期間とみなされた期間とする)が当該年金に関し次に掲げる期間に達している者に係る年金で、七十歳以上の者又は遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものについては、前二項において法第十七条第一項に規定する俸給年額とみなされる額に、恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第二号)附則第三条第一項の規定を參照して政令で定める額を前二項において法第十七条第一項に規定する俸給年額とみなすものとする。この場合においては、第一条第四項後段の規定を準用する。

一 退職年金又は減額退職年金 その者が退職時の条件により退職年金を受けるため必要とされる最短年金年限

二 障疾年金 その者が当該障疾年金を受けなかつたならば受けることができた退職年金に係る前号に掲げる期間

三 退職年金又は減額退職年金を受ける権利を有する者の死亡を給付事由とする遺族年金 その死亡した者が受けた退職年金又は減額退職年金に係る第一号に掲げる期間

四 障疾年金を受ける権利を有する者の死亡を給付事由とする遺族年金 その死亡した者が受けた権利を有していた障疾年金に係る第二号に掲げる期間

5 組合員の死亡を給付事由とする遺族年金 十年

4 第一条第六項の規定は、第一項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。

5 第一項、第二項又は前項の規定の適用を受ける年金については、その年金を受ける者が七十歳

に達したとき（遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く）は、その達した日よりの属する月の翌月分以後、第三項の規定のある第一項又は第二項の規定に準じてその額を改定する。

第六条 第一条第六項の規定は、前項の規定により年金の額を改定する場合について準用する。
第五条第一項中「第二条の五」を「第一条の六」に、「第四条」を「第五条」に改め、同条第二項中「第三条の五」を「第四条」に改め、同条を第七条とし、第四条の二を第六条とし、第四条の見出しを「(沖縄の共済法による長期給付の額の改定)」に改め、同条中「規定により」を「規定又は法附則第十二条の九の政令の規定により」に改め、「昭和四十七年十月分以後及び第五条の五第一項から第五項まで」と削り、「同条を第五条とし、第三条の六の次に次の一条を加える。

別表第一の七八
仮定俸給

備考	年金額の算定の基礎となつて いる別表第一の七の仮定俸給の額が一六、四九〇円に満たないときは、その仮定俸給の額に一・二三四を乗じて得た金額（一〇円に満たない端数があるときは、これを四捨五入して得た金額）をこの表の仮定俸給とする。
----	---

二 前項各号に掲げる金額の合算額に、組合員期間の月数及び退職時の年齢に応じ法別表第二の二に定める率を乗じて得た金額

。 第一条第六項の規定は、前項の規定により年金額を改定する場合について準用する。

昭和四十七年四月一日から昭和四十八年十月三十一日までの間に法の退職をした組合員に係る法の規定による通算退職年金（法第六十一条の二第五項の規定の適用を受けるものを除く。）については、同年十一月分以後、その額を、第一項第一号に掲げる金額及び第二項に規定する割合を考慮して政令で定めるところにより算定した額に改定する。

法第六十一条の二第五項の規定の適用を受ける通算退職年金については、昭和四十八年十一月分以後、その額を、前後の退職のそれぞれについて前各項の規定の例により算定した額の合算額に改定する。

別表第一の七の次に次の一表を加える。

別表第三の八

別表第一の八の下欄に掲げる仮定俸給	率
一一五、六三〇円以上のもの	一三・〇割
一一五、五三〇円をこえ二五、六三〇円未満のもの	一四・〇割
一一〇、四五〇円をこえ一五、五三〇円以下のもの	一五・〇割
一〇六、四一〇円をこえ一一〇、四五〇円以下のもの	一六・〇割
七四、四六〇円をこえ一〇六、四一〇円以下のもの	一七・〇割
七〇、九三〇円をこえ七四、四六〇円以下のもの	一八・〇割
六三、八〇〇円をこえ七〇、九三〇円以下のもの	一九・〇割
五一、八七〇円をこえ六三、八〇〇円以下のもの	二〇・〇割
四九、八四〇円をこえ五一、八七〇円以下のもの	二一・〇割
四六、四九〇円をこえ四九、八四〇円以下のもの	二二・〇割
四五、一八〇円をこえ四六、四九〇円以下のもの	二三・〇割
三八、四三〇円をこえ三八、八一〇円以下のもの	二四・〇割
三三、九四〇円をこえ三八、八三〇円以下のもの	二五・〇割
三二、七一〇円をこえ三三、九四〇円以下のもの	二六・〇割
三一、八三〇円をこえ三二、七一〇円以下のもの	二七・〇割
三〇、八〇〇円をこえ三一、八三〇円以下のもの	二八・〇割
二九、三三〇円をこえ三〇、八〇〇円以下のもの	二九・〇割
二七、九六〇円をこえ二九、一三〇円以下のもの	二九・〇割
二六、九六〇円以下のもの	二九・〇割

別表第四の七の次に次の一表を加える。

別表第四の八

障害の等級	年	金額
一	一、二八三、〇〇〇円	
二	一、〇三九、〇〇〇円	
三	八三四、〇〇〇円	
四	六二九、〇〇〇円	
五	四八八、〇〇〇円	
六	三七一、〇〇〇円	

備考

別表第四の備考の規定は、この表の適用について準用する。この場合において、別表第四の備考一中「一九〇、〇〇〇円」とあるのは「六二九、〇〇〇円」と、「一一一、〇〇〇円」とあるのは「七三一、五〇〇円」と読み替えるものとする。

(公共企業体職員等共済組合法の一部改正)

第二条 公共企業体職員等共済組合法(昭和三十一年法律第百三十四号)の一部を次のようにより改正する。

第十五条第二項中「退職一時金又は遺族一時金」を「又は退職一時金」に改める。

第十六条の次に次の二条を加える。

(通勤災害に関する特例)

第十六条の二 第三十二条、第三十九条、第四十四条、第四十六条、第五十五条又は第五十

七条の規定による給付は、その給付事由となる事故が国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第百九十一号)第一条の二に規定する

通勤によるものであるときは、これを行わない。

第十八条第二項及び第二十三条中「遺族一時金」を削る。

第二十五条第一項を次のようにより改める。

第二十五条 この法律において「遺族」とは、次に掲げる者とする。

一 組合員又は組合員であつた者の配偶者、

子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合員であつた者の死亡当時主としてその収入

により生計を維持していたもの。ただし、

姻(届出をしていないが、事実上婚姻と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。)をしていない者又は組合員若しくは組合員であつた者の死亡当時から引き続ぎ別表第四に掲げる程度の魔疾の状態にある者に限る。

様の事情にある場合を含む。以下同じ。)をしていない者又は組合員若しくは組合員であつた者の死亡当時から引き続ぎ別表第四に掲げる程度の魔疾の状態にある者に限る。

組合員であつた者の配偶者(前号に掲げる配偶者に該当するものを除く。)

第二十六条第一項中「前項第一項に掲げる」を「前項第一号」に改める。

第二十五条第一項中「前項」を「前項第一号」に改める。

第二十六条第一項中「前項第一項に掲げる」を「配偶者、子、父母、孫及び祖父母の」に改める。

第四十八条第七号を次のようにより改める。

第五十四条第四項中「四百六十円」を「五百

十円」に改める。

第五十八条第一項中「十年」を「一年」に改め、

同条第二項第一号中「十年以上二十年」を「一年以上

以上二十年」に、「十年以上十一年」を「一年以上十一年」に改める。

第五十九条を次のようにより改める。

第五十九条 削除

第六十一条の二第三項中「四百六十円」を「五百十円」に改め、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同条第五項を同条第六項と

し、同条第四項中「前項」を「前二項」に改め、同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 前項の規定にかかわらず、通算退職年金の年額は、通算退職年金の支給を受ける者についてその退職時にその給付事由が生じていたとした場合においてその年額がその時以後の法令の改正により改定されているならば、その改定された年額と同一の額とする。

第七十八条第二項を削る。

第八十二条の次に次の二条を加える。

(公団等に転出した復帰希望職員についての特例)

第八十二条の二 組合員(長期給付に関する規定の適用を受けない者を除く。以下この条において同じ。)が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続い特別の法律により設立された法人でその業務が各公共企業体の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち各公共企業体ごとに政令で定めるもの(日本国有鉄道にあつては、日本鉄道建設公団、新東京国際空港公団及び本州四国連絡橋公団並びに政令で定めるものとする。以下この条において「公団等」という。)に使用される者(役員及び常勤労働に服することを要しない者を除く。以下この条において「公団等職員」という。)となるため退職した場合において、その者が、その公団等職員となつた日から六十日以内に、運営規則で定めるところにより、その引き続く公団等職員である期間を、これに引き続き再び組合員の資格を取得したとき(以下この条において「復帰したとき」という。)の第十五条の規定による組合員期間の計算上組合員期間とみなされることを希望する旨を組合に申し出たときは、当該退職(以下この条において「転出」という。)に係る長期給付は、その申出をした者(以下この条において「復帰希望職員」という。)が引き続

き公団等職員である間、その支払を差し止めること。

2 復帰希望職員が引き続公団等職員として在職し、引き続き復帰したとき(その後六月以内に退職したときを除く。第四項において同じ。)又は公団等職員である間に死亡したとき(その死亡によりその者の遺族が厚生年金保険法の規定による遺族年金を受ける権利を有することとなつたときを除く。同項において同じ。)は、長期給付に関する規定(第六章の規定を除く。)の適用については、その者は、転出の時に退職しなかつたものとみなされし、当該公団等職員であつた間に引き続組合員であつたものとみなす。ただし、当該公団等職員であつた間に病気にかかり、又は負傷したことによる療養給付については、この限りでない。

3 復帰希望職員及び公団等については、当該復帰希望職員の転出の時にさかのぼつて、第六章(第六十六条第一項第一号及び第三号に掲げる金額に係る部分を除く。)の規定を準用する。この場合において、同章の規定中「組合員」のあるのは「復帰希望職員」と、第六十四条第一項中「給付及び福祉事業」とあるのは「長期給付」と、第六十六条第一項中「公共企業体は、次に掲げる金額を」とあるのは「公団等は第二号に掲げる金額を、公共企業体は第四号に掲げる金額をそれぞれ」と、同条第四項中「公共企業体」とあるのは「公団等若しくは公団等職員である間に死亡したときを除く。)に係る長期給付は、その申出をした者(以下この条において「復帰希望職員」という。)が引き続

れらの者が負担した掛金又は負担金を返還しなければならない。

5 復帰希望職員がその転出に引き続く公団等職員である間に引き続く当該公共企業体に係る公団等の公団等職員である間は、前各項の規定の適用については、引き続公団等職員である間に含まれるものとする。

4 第十項、第十二項及び第十四項に改め、同号ロ中「第四十四条」を「第四十五条」に改め、同項第五号中「第八号並びに」を削り、「その後引き続き」を「その後他の就職することなく政令で定める期間内に」に、「その帰國後引き続き」を「その帰國後他に就職することなく政令で定める期間内に」に改め、「及び第八号」を削る。

附則第六条第五項中「十年」を「一年」に改め、同条第六項中「六十五歳」を「六十歳」に、「前項又は附則第十四条第四項」を「又は前項に、恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第二百二十一号。以下「昭和四十一年法律第一百二十一号」という。)附則第六条」を「法律第百五十五号附則第十四条」に改める。

附則第七条の次に次の二条を加える。

(遺族一時金)

第七条の二 昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する組合員が支給する年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第一号)の施行の際に組合員の資格を有していた組合員期間一年以上十年未満の組合員が死亡したときは、その者の配偶者(当該組合員の死亡当時主としてその収入により生活費を維持していた者を除く。)に遺族一時金を支給する。

附則第十四条第四項を削る。

附則第十四条の二第一項中「六十五歳」を「六十歳」に、「昭和四十一年法律第二百二十一号」を「法律第百五十五号附則第十四条」に改める。

附則第十四条の三中「附則第六条第五項及び附則第十四条第四項」を「及び附則第六条第五号」に改める。

附則第二十四条第一項中「公庫等の職員」を

2 遺族一時金の額は、俸給日額に、組合員期間に応じて別表第三に定める日数を乗じて得た金額とする。

3 第十五条第二項、第十八条第二項及び第二十三条の規定は、遺族一時金の支給について

より遺族年金の支給を受けるべき者があるときは、当該遺族一時金の支給と当該遺族年金の支給との調整に關し必要な事項は、政令で定める。

4 第一項の規定により遺族一時金を支給すべき場合において、第五十八条第一項の規定に

より遺族年金の支給を受けるべき者があるときは、当該遺族一時金の支給と当該遺族年金の支給との調整に關し必要な事項は、政令で定める。

5 第八条第二項中「第五十九条第二項」を「前条第二項」に改める。

附則第十三条第一項第七号中「又は同法附則第四十三条に規定する法人の職員」と「若しくは同法附則第四十三条规定する法人の職員又は特殊機関職員」に、「又は法人の職員」と「若しくは法人の職員又は外国特殊機関職員」に改め、同法附則第四十三条规定する法人の職員又は特殊機関職員に、「又は法人の職員」と「若しくは法人の職員又は外国特殊機関職員」に改め、同法附則第八号を削る。

附則第十三条第二項を削り、同条第三項中「組合員期間十年未満の更新組合員又は」を削り、「前項」を「前項に改め、「及び第五十九条第一項」を削り、「支給し、遺族一時金は支給しない」を「支給する」に改め、同項を同条第二項とする。

附則第十四条第二項を削る。

附則第十四条の二第一項中「六十五歳」を「六十歳」に、「昭和四十一年法律第二百二十一号」を「法律第百五十五号附則第十四条」に改める。

附則第十四条の三中「附則第六条第五項及び附則第十四条第四項」を「及び附則第六条第五号」に改める。

「同法第百二十四条の二第一項に規定する公庫等職員」に、「又は公庫等の職員」を「又は公庫等職員に改める。

附則第二十五条第一項中「死亡したときは」を「死しし」、若しくは国家公務員として在職した後公庫等職員となり、その職を退くことなくして死ししたとき(国家公務員共済組合法の規定により同法の組合員であつたものとみなされるときに限り、その死亡によりその者の遺族が厚生年金保険法の規定による遺族年金を受ける権利を有することとなつたときを除く)は」に改め、同条第三項及び第四項中「国家公務員」の下に「又は公庫等職員」を加え、同条第五項中「國家公務員であつた期間」とあるのは「を「國家公務員又は公庫等職員であつた期間」とあるのは」に改める。

第八条 第三条の各行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令の定めるところにより、重要事項に関する調査審議、不服処理することが適当な事務をつかさどらせるための会議制の機関を置くことができる。

第八条の次に次の二条を加える。

(施設等機関)

第八条の二 第三条の各行政機関には、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律又は政令で定めるところにより、試験研究機関、検査検定機関、文教研修施設(これらに類する機関及び施設を含む)、医療衛生施設、矯正収容施設及び作業施設を置くことができる。

(特別の機関)

第八条の三 第三条の各行政機関には、特に必要がある場合においては、前二条に規定するものほか、法律の定める所掌事務の範囲内で、法律の定めるところにより、特別の機関を置くことができる。

請願者 福島県田村郡三春町字小浜海道一
三四 田部政義

紹介議員 松平 勇雄君

この請願の趣旨は、第二二五一号と同じである。

第三二〇七号 昭和四十八年六月十五日受理
靖国神社国家護持に関する請願

請願者 山口県下関市長崎町山の手 荒川 律子外三百十二名

紹介議員 江藤 智君

この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第三二一〇号 昭和四十八年六月十五日受理
靖国神社国家護持に関する請願

請願者 山口県玖珂郡美川町南桑玖珂郡北部連合遺族会内 山田コユキ外四百十六名

紹介議員 大谷藤之助君

この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第三二二〇号 昭和四十八年六月十九日受理
靖国神社国家護持に関する請願

請願者 山口県玖珂郡美川町南桑玖珂郡北

部連合遺族会内 山田コユキ外四百十六名

紹介議員 重宗 雄三君

この請願の趣旨は、第五五〇号と同じである。

第三二二一號 昭和四十八年六月十九日受理
靖国神社国家護持に関する請願

請願者 埼玉県浦和市南浦和一ノ二八 保

紹介議員 濑谷 英行君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第三二二二號 昭和四十八年六月十五日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 田宏外五十四名

紹介議員 濑谷 英行君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第三二二三號 昭和四十八年六月十六日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 外二十四名

紹介議員 戸叶 武君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第三二三二號 昭和四十八年六月十六日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 沖縄県那覇市字大道二四洲鎌方 玉城千津子外三十九名

紹介議員 森 勝治君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第三二三三號 昭和四十八年六月十六日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 京都市左京区下鴨下川原町四六 中村真由美外九十九名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第三二三〇號 昭和四十八年六月十八日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願(二通)

請願者 兵庫県明石市大久保町福田三四七 ノ三 桜山真喜子外八十九名

紹介議員 青島 幸男君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第三二三一號 昭和四十八年六月十八日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願(三通)

請願者 兵庫県明石市大久保町福田三四七 ノ三 桜山真喜子外八十九名

紹介議員 佐々木靜子君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第三二三二號 昭和四十八年六月十九日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 北海道伊達市末永町四九 渡辺功 外七十四名

紹介議員 川村 清一君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第三二三三號 昭和四十八年六月十九日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 横浜市神奈川区白幡東町三 黒沢 萩代外二十四名

紹介議員 片岡 勝治君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第三四二六號 昭和四十八年六月二十日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願
請願者 喜屋武真栄君 千歳基地周辺の市民生活の安全確保のため、左記事項の実現を強く要求するま

で、飛行を中止すること。

第三四三九號 昭和四十八年六月二十日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願
請願者 三重県龜山市能褒野町 内田俊弥 外三十四名

紹介議員 西村 関一君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第三四四二號 昭和四十八年六月二十一日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願(三通)

請願者 大阪府寝屋川市三井六八〇ノ一七 二 飯田政弘外百三十九名

紹介議員 佐々木靜子君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第三四五三號 昭和四十八年六月二十一日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 北海道滝川市北滝川の川九七五ノ六 ○ 平木竜雄外六十一名

紹介議員 竹田 現照君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第三四五六號 昭和四十八年六月二十一日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 埼玉県浦和市元町三ノ二九ノ二 野白喜久雄外十七名

紹介議員 濑谷 英行君

この請願の趣旨は、第七四九号と同じである。

第三三八九號 昭和四十八年六月十九日受理
靖国神社の国家管理反対に関する請願

請願者 北海道千歳市東雲町二丁目千歳市 千歳基地周辺の市民生活の安全確保に関する請願

請願者 北海道千歳市東雲町二丁目千歳市 千歳基地周辺の市民生活の安全確保に関する請願

紹介議員 西田 信一君

北海道千歳基地周辺の市民生活の安全確保のため、左記事項の実現を強く要求する。

一、戦闘機の飛行安全が具体的に保障されるま

で、飛行を中止すること。

二、市街地上空及び周辺の飛行を絶対回避するこ

と。

三、新機種の当千歳基地配備計画を再検討するこ

と。

理由

さる四月九日、當市所在の第二航空團所屬のF-104J戦闘機が迎撃訓練中に墜落、五月一日には百里基地第七航空團所屬のF-4EJファントム戦闘機が茨城県沖で空中爆発によつて墜落するなど、あいつぐ事故が発生、目下これら事故の原因究明が行なわれているなか、またまた六月六日午後二時五十分ごろ、前回の同種の戦闘機が、市内祝梅の農家の庭先わずか五十メートル地点に墜落、住人と牛馬などに、燃風による被害を与えたが、これはきわめて重大事である。滑走路北端から五百メートル地点、墜落地点から千メートルないし四千メートルの範囲には、密集する市街地が展開している当市の実情からして、数秒の時間差で市街地に大惨事をまねいたであろうことが想定され、りつ然たる思いを禁じ得ない。